

平成27年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成27年9月29日

閉 会 平成27年9月29日

仁 木 町 議 会

平成27年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日時 平成27年9月29日（火曜日）午前9時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 一般質問
農業施策について（野崎明廣議員）
職員定数の適正化について（佐藤秀教議員）
ヘルプカードの普及促進について（住吉英子議員）
認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて（住吉英子議員）
子育て支援について（上村智恵子議員）
わが町の地方創生について（嶋田 茂議員） |
| 日程第9 | 議案第1号 平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第2号 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第3号 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第4号 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第5号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第6号 仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第7号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第8号 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について |
| 日程第18 | 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について |
| 日程第19 | 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について |
| 日程第20 | 議案第12号 大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について |
| 日程第21 | 同意第4号 仁木町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第22 | 同意第5号 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第23 | 意見案第11号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書 |
| 日程第24 | 意見案第12号 介護報酬の再改定を求める意見書 |
| 日程第25 | 意見案第13号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書 |
| 日程第26 | 意見案第14号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書 |
| 日程第27 | 意見案第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第28 | 意見案第16号 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書 |
| 日程第29 | 陳情第1号 町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情 |
| 日程第30 | 議員の派遣 |
| 日程第31 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第32 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

平成27年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成27年9月29日 午前 9時30分

閉 会 平成27年9月29日 午後 5時02分

 議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番	佐藤 秀教	2 番	嶋田 茂	3 番	住吉 英子
4 番	野崎 明廣	5 番	宮本 幹夫	6 番	林 正一
7 番	水田 正	8 番	上村 智恵子	9 番	横関 一雄

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐藤 聖一郎	教育委員会委員長	高木 僚一
副 町 長	美濃 英則	教 育 長	角谷 義幸
総 務 課 長	林 典克	教 育 次 長	鈴木 昌裕
財 政 課 長	岩井 秋男	農 業 委 員 会 会 長	天野 信文
会 計 管 理 者	門脇 吉春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉谷 享)
企 画 課 長	鹿内 力三	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳岡 廣
住 民 課 長	嶋井 康夫	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典克)
ほ け ん 課 長	川北 享	監 査 委 員	中西 勇
農 政 課 長	泉谷 享		
建 設 課 長	岩佐 弘樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜野 崇
議 事 係 主 任	松岡 亜希

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めます。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、平成27年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・住吉議員及び4番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月14日月曜日及び9月25日金曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件として申し上げます。本定例会には報告2件、議案12件、同意2件、意見書6件、陳情1件の合計23件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が5名から6件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題として報告を受けます。日程第8・一般質問については、通告順に従って、野崎議員1件、佐藤議員1件、住吉議員2件、上村議員1件、嶋田議員1件の順でございます。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は、平成26年度各会計決算特別委員会。委員数は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員7名でございます。日程第13の補正予算については、即決審議をお願いいたします。日程第14から第16の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第17から第19の規約変更については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第20の辺地総合整備計画については、即決審議をお願いいたします。日程第21から第22の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議をお願いいたします。日程第23から第28の意見書については、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第29の陳情については、仁木町議会会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたします。日程第30・議員の派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でござい

ます。日程第31・委員会の閉会中の継続審査、日程第32・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございました。

続いて、会期について申し上げます。平成27年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月29日火曜日。会期は、開会が9月29日火曜日、閉会が9月30日水曜日の2日間といたします。

最後に、その他事項について申し上げます。今定例会から平成28年第3回定例会までの期間、試験的に一般質問における40分間の時間制限を設けることとします。また同じく、今定例会から平成28年第3回定例会までの期間、試験的に町長に反問権（逆質問）を付与することとします。

当面する行事予定については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長の報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月29日から9月30日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月29日から9月30日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、平成27年度第4回から第6回の例月出納検査報告書並びに平成27年度第1回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。なお、定例監査報告書については、後程この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査概要について報告をいただくことになっております。

次に、8月10日開催の平成27年第3回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。8月27日には、寿都町において後志町村議会議員研修会が開催され、参加をさせていただきました。研修では、北海道町村議会議長会前事務局長の勢籬了三氏を迎え「議会運営の基本と議会改革」をテーマに講演を拝聴いたしました。

9月15日には、平成27年度仁木町敬老会に出席させていただきました。出席者の皆様には、議会を代表して行政並びに議会運営に対する感謝とこれからもご健康で長寿を重ねられますようお祝いの言葉を申し上げてまいりました。

続いて、北後志衛生施設組合議会並びに北後志消防組合議会の開催状況について報告します。北後志衛

生施設組合、北後志消防組合議会定例会が9月28日に招集され、出席してまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況につきまして報告いたします。後志広域連合臨時会が9月24日に招集され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

それでは、中西代表監査委員から、平成27年度第1回定例監査の概要について、報告をお願いします。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）皆さん、おはようございます。

それでは、平成27年度第1回定例監査報告書の概要について、報告をさせていただきます。

まず、諸般の報告の11ページでございます。第1として、監査の概要でございます。まず、1番目として、監査の実施日でございますが、8月の24日から26日までの3日間でございます。2番目でございます。監査の対象でございます。(1)として、防災行政無線の管理状況について、(2)といたしまして、ふるさと納税特産品贈呈事業実施状況についてでございます。次、3番目、監査の方法と4番目の監査結果の区分につきましては、それぞれ諸般の報告の中に記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、12ページでございます。第2、監査の内容でございます。1、防災行政無線の管理状況についてでございます。(1)監査の目的でございますが、防災行政無線整備事業は、平成25年度から平成26年度にかけて執行された事業で、本定例監査では、防災行政無線配備後の管理状況及び運用状況について、監査を行ったものでございます。(2)でございます。防災行政無線の概要でございます。近年、地震や集中豪雨等の自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しており、各自治体ではその対策に苦慮しております。本町では、安全・安心なまちづくりを目指し、自主防災組織の育成や防災訓練の実施などに取り組んでおりますが、災害発生時には、正確な情報を迅速に伝達することが最も重要であり、防災行政無線の果たす役割は非常に大きいものと思われまます。防災行政無線の整備によりまして、各種通報や情報提供を正確にかつ迅速に町民に周知することが可能となり、災害時における避難誘導や避難指示など、町民の安全確保が図られます。なお、行政無線の配備状況につきましては、表1に防災行政無線の配備状況を記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次、13ページでございます。(3)防災行政無線の管理状況でございます。防災行政無線整備事業は、平成26年度までに事業を完了し、現在は万が一の災害に備え、町内の各地区、各世帯に無線設備が配備されているところでございます。現在のところ、防災行政無線は、動作確認を目的として、毎月第3木曜日及び第4日曜日に試験放送を行っております。必要に応じて行われる随時放送や防災訓練等の訓練放送など、7月末までに合計59回の放送を行っております。また、防災行政無線の維持管理を目的に、修繕費等の予算を計上し、緊急時における防災行政無線が適正に機能するよう努めているところでございます。なお、平成27年度の防災行政無線関係予算は、次のとおりでありますということで、表2に防災行政無線の予算額を記載をさせていただいておりますので、後程、内容についてご高覧を賜りたいと存じます。

次に、諸般の報告の14ページでございます。2、ふるさと納税特産品贈呈事業実施状況についてでございます。(1)監査の目的でございますが、ふるさと納税制度は、個人が自治体に寄附を行った場合、寄附額の2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度であります。本町は、

平成27年度からふるさと納税制度を導入し、寄附者に対する特産品の贈呈事業を実施しており、その実施状況について監査を行ったものでございます。(2)でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業の概要でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業は、本町に対し1万円以上ふるさと納税（寄附）をしていただいた方に、寄附金額に応じて特産品を選択していただき、贈呈する事業となっております。特産品は、地元事業者が町内で製造・加工・栽培等をしている商品、町内の原材料を使用した商品及び町内で販売されている商品並びに、地元事業者が行うサービスなど、数十種類に及んでおります。特産品贈呈の協力事業者は、仁木町ふるさと納税特産品贈呈事業実施要綱で規定されている条件を満たしたものとされており、町内の生産者及び事業者は、誰でも申請することが可能となっております。次、(3)番目でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業の実施状況についてでございます。本町におけるふるさと納税の申し込み件数は7月末現在で7812件となっており、寄附金額は8541万6000円となっております。贈呈品目別に見ると、果物類が最も多く5666件、寄附金額6360万2000円で70%以上を占めております。諸般の報告の15ページでございます。果物の中では、サクランボが約4000件と最も多く、次いで、メロン、ブルーベリー、ブドウが人気となっております。なお、7月末時点のふるさと納税申込件数は、次のとおりであります。表3でふるさと納税の申込件数の内訳について記載をさせていただいておりますので、この表については、後程ご高覧を賜りたいと存じます。

次に、16ページでございます。第3、監査の結果でございます。指摘・指導・検討事項についてでございます。(1)防災行政無線の管理状況についてでございますが、指摘事項、指導事項、共にございませんでした。次に、検討事項でございます。まず、1点目でございます。試験放送の内容や回数等については、住民等の意見も踏まえ、継続的に協議検討を行っていただきたいと存じます。次に、2点目でございます。戸別受信機は設置拒否などの理由から、町内全戸に配備されていないとのことでありましたが、引き続き、受信機の設置に理解を求めるとともに、災害発生時における戸別受信機未設置世帯への情報伝達方法等について、対策を講じる必要があると存じます。次に、(2)でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業実施状況調査についてでございます。これにつきましても指摘事項、指導事項はございません。次に、検討事項でございます。まず、1点目であります。インターネットを活用し、ふるさと納税を周知しておりますが、インターネットを利用してない方への周知方法について、調査研究をする必要があるのではないかと存じます。次、2点目でございます。ふるさと納税による寄附金額は、今年度1億円以上を見込んでおり、返礼品に係る費用を差し引いても3000万円以上の収益が見込まれるところでございます。来年度以降に向けて、その用途を寄附された方に周知する必要があるのではないかと考えられます。次、3点目でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業は、初年度としては大きな成果が見込まれます。今後も引き続き、事業を継続するにあたり、協力事業者の更なる拡大や、本町の特色を生かした贈呈品の調査・研究に努めていただきたいと存じます。以上で、平成27年度第1回定例監査結果報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）中西代表監査委員、宮本監査委員、何かとお忙しい中での、第1回の定例監査ご苦労様ございました。今後とも、監査委員の服務でありますところの公正不偏の態度を保持して、厳正な監査が行われますことをお願い申し上げます。

さて、8月10日の初議会において、議員各位のご推挙により議長の要職に就任させていただきましてから、早や1か月が過ぎ、本日、初めての定例議会を迎えました。私はもとより微力者でございますが、議長という要職におごることなく、議会の公正かつ、円滑な運営に全力を注ぎ、町民の期待と信頼に応える

べく、誠心誠意、努力してまいりる決意であります。議員各位の一層のご協力と、町長をはじめ関係各位のご理解を心からお願い申し上げまして、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、おはようございます。

平成27年第3回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成27年第3回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、芳岡選挙管理委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

9月に入り、国内では、関東・東北地方を襲った東日本集中豪雨災害により甚大な被害をもたらしましたが、今後におきましても、これまでにない異常気象の対応に国のみならず、各自治体も防災に対する意識を高め、対策を改めて見直さなければなりません。いつ起こるか分からない災害に対して迅速に対応するためにも、行政として、しっかりとした防災対策を今後も更に取り組んでまいりる所存であります。

さて、国会では、19日未明に安全保障関連法が参議院本会議で、自民公明両党などの賛成多数で可決され成立しましたが、安全保障法制をめぐる国会での論戦だけでなく、全国各地で大がかりなデモが行われ、国民の意識は高まっている状況が続いております。また、先月11日、九州電力は、川内原発1号機の原子炉を再稼働させ、東日本大震災後の新規制基準化で全国初の再稼働となり1年11か月ぶりに原発ゼロが終わり、再び原発による電力供給が始まりましたが、今後の政府の動向に国民は注視していかなければなりません。鹿を追う者は山を見ずという言葉がありますが、今更申すまでもなく、本町だけに限らず、全国各自治体は地方創生の名の下、人口減少に歯止めをかけるべく、様々な施策を行政のみならず、産・官・学・金・労・言の要素を取り入れ、町民とともに町づくりを図っていくことが求められております。その背景には、町民と行政が足並みを揃え、ビジョンを掲げ、まちづくりを行うことにより、目的意識を共有することができ、何よりも自立することにつながることであります。政府も政策実現のために強引に推し進めることは戦略として、時には必要な手段の一つとして受け止めるのですが、町民の意思なくして、まちづくりができないように、国民の思いをなくして、国づくりは図れないと強く思うところでございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告2件、議案12件、同意2件の計16件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成27年第3回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、仁木町総合教育会議の開催について申し上げます。私は、8月31日に第1回目となる仁木町総合教育会議を開催いたしました。総合教育会議は、平成26年6月20日に公布され、本年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4の規定に基づき設置したものであり、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。総合教育会議

では、教育行政の大綱の策定、教育諸条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒などの生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関して、協議及び調整することとしており、会議には、高木教育委員長、角谷教育長をはじめとする構成員6人が出席し、総合教育会議の趣旨や8月20日に制定した仁木町総合教育会議設置要綱の説明、会議の運営について確認したほか、教育に関する大綱について協議をいたしました。大綱は、第5期仁木町総合計画や教育目標などを活用し、教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、今後2回程度の会議を開催し、明年1月頃までに策定の上、今年度中に議員各位にご報告させていただくことを決定いたしました。今後におきましても、総合教育会議や教育懇話会などを通して、緊密な情報交換をするとともに、教育委員会と協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有した中で、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう町政の執行にあたってまいります。

次に、にき果実とやすらぎの里大使の委嘱について申し上げます。昨年11月1日に挙行いたしました町制施行50周年記念式典におきまして、文化・経済・スポーツなど各界において広く活躍されている方を通じ、本町の魅力を発信することにより、本町の認知度及びイメージの向上を図ることを目的に要綱を制定し、プロ野球千葉ロッテマリーンズの井口資仁選手を、にき果実とやすらぎの里大使第1号として委嘱したところであります。この度、本年9月1日に、空手選手として全国のみならず世界でも活躍されている岩本衣美里選手に、大使第2号として委嘱状を交付いたしました。岩本衣美里選手は、教育委員会において、昨年12月13日に開催いたしました仁木町子ども体験塾第7回講座世界チャンピオンに空手を習おう！の講師として本町を訪れ、本町の自然や景観、子どもたちや町民の人柄などに好感を持たれ、ご本人から今後も可能な限り協力をしたいとの申し出があり、本町のスポーツ振興及び青少年の健全育成に寄与していただけるものと思料し委嘱いたしました。岩本衣美里選手は、昭和63年5月30日生まれ、札幌市出身で、現在は札幌市にあり株式会社クリーンコーポレーションに勤務しながら、全日本ナショナルチームに所属しております。空手選手としての経歴は、平成22年和道会ワールドカップ2010優勝、平成25年長崎国体3位、東アジア大会優勝、更に、本年2月に開催された世界空手連盟主催のKARATE1プレミアリーグパリティで優勝し、世界チャンピオンとして、現在、2020年に開催される東京オリンピックへの出場を目指し、精力的に活動されております。今後におきましては、大会参加時におけるウインドブレーカーなどへの刺繍などによる本町のPRや町・教育委員会事業への協力をお願いしながら、本町の魅力を発信していただき、町といたしましても、広報紙やホームページ等で、にき果実とやすらぎの里大使の紹介をし、町民への周知を図ってまいります。次ページに岩本選手の経歴及び写真を掲載しておりますので、ご高覧願います。また、本日の北海道新聞朝刊の一面には、2020年東京オリンピックの追加種目選定の中で、空手などの5競技が新たに提案されることが決まったとの記事が掲載されておりましたが、その中でも岩本選手の写真とコメントが掲載されておりましたので、ここでお伝え申し上げます。

次に、仁木町まち・ひと・しごと創生及び人口ビジョンについて申し上げます。まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び北海道が作成するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、町の実情を踏まえた仁木町まち・ひと・しごと創生及び人口ビジョンの策定など、地方創生の推進に向け、7月1日に仁木町総合戦略策定庁内会議を設置したところであります。また、総合戦略に対する意見や提案、戦略策定後の進行管理を行う組織として、町民の皆様や産業界、関係行政機関、学識経験者、金融機関などで構成する仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置いたしました。今後、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成など、喫緊の課題の克服に向けて、年度内に総合戦略を策定してまいりたいと

考えております。また、この総合戦略に位置付けられる見込みがあり、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業については、地方創生先行型として、国において平成26年度補正予算が措置され、事業を執行してるところですが、仁木町、余市町はワイナリーを軸としたワイン観光産業の取組みにおいて、全国的にも先進地であることから、両町で連携した余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトを上乗せ交付分として計画申請いたしました。なお、計画採択の可否につきましては、10月中に内閣府から通知される予定となっております。

次に、地場農産品消費拡大推進事業N I K I まるしゑについて申し上げます。地場農産品消費拡大推進事業N I K I まるしゑにつきましては、平成26年12月に閣議決定された緊急経済対策により、平成26年度補正予算として、地域住民生活緊急支援のための交付金として措置されているもののうち、地域消費喚起・生活支援型を活用し実施したものであります。事業の実施にあたっては、仁木町観光協会をはじめ、新おたる農業協同組合、仁木町商工会、仁木町果樹観光協会の関係各位のご協力をいただき、仁木町観光管理センター横の緑地帯に特設会場を設け、7月12日、8月30日、9月20日と3回にわたり開催し、各回とも町内外から1500人に上る来場をいただきました。私も各回すべてに参加し、会場内の雰囲気を感じ取りました。出店をいただきました各生産者の皆様と来場された方々との新たなコミュニケーションの機会が創出されたものと思うところであります。この交付金を活用し、道内の他の自治体では、プレミアム付き商品券などを実施しており、本町では道内で唯一プレミアム付き商品券を実施しない自治体となっておりますが、この機会を好機と捉え、更なる本町の魅力を発信してまいります。

次に、仁木町地域公共交通活性化協議会の発足について申し上げます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通網形成計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、仁木町地域公共交通活性化協議会を発足し、8月25日に第1回会議を開催いたしました。会議には、北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官にも出席をいただき、一般旅客自動車運送事業者が指名する者など18名に委嘱状を交付しました。議事では、事務局から会議の目的や設置要綱の説明を行い、ご理解をいただきました。また、仁木町内の地域公共交通の確保と改善対策につきましては、本年度に実施いたします現状の把握と課題の整理を行うための住民アンケート調査により、町民皆様の地域公共交通に抱く期待や要望、また通勤・通学、医療機関等へのアクセスにおける交通機関の利用状況を把握いたしまして、町民の期待にどう応えていくか、更には、既存の交通機関の連携をいかに構築するかなどについての検討を行うこととしており、年度内に地域公共交通網形成計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、5月15日から5月29日及び6月1日から6月30日まで、農村支援員2名の募集をし、町ホームページ、JOIN（一般社団法人移住・交流推進機構）ホームページ及び新聞により周知をしてきたところであり、この間、本町に地域おこし協力隊として申込みや問い合わせが3件ありましたが、該当の条件である都市地域等からの移住ではないことから申込みができないため、条件に一致する応募がありませんでした。7月1日の時点で、再度募集期間を延長した場合、募集要項の活動内容である農業研修の受講が秋以降となり、農繁期間が短く、研修として不十分と予想されることや、住宅の確保にご協力をいただいている方に住宅の確保期間を延長してもらう必要があることなどから、来年度改めて募集を考えることとし、今年度は再募集を実施しないことといたしました。今後は、10月以降に予定されている新・農業人フェアで地域おこし協力隊募集の周知を図り、来年度の募集に向けて準備してまいります。

次に、仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業について申し上げます。仁木町定住促進共同住宅建設費補助事業につきましては、新たに町内に賃貸共同住宅を建設する者に対して、建設費の一部を補助し、民間資金による賃貸共同住宅の建設促進を目的に、本年6月、第2回定例議会で3000万円を予算措置していただきました新規事業であります。補助金の認定申請の申込期間を6月22日から9月24日とし、町広報紙、ホームページでの周知のほか、建設協会などへの事業説明を行い募集したところ、1社から申請がありました。申請のあった住宅は、2LDK13戸の賃貸共同住宅で補助要綱に定める交付認定を9月25日付けで行いましたので、今後、補助金交付申請など手続が終了後、建設工事を着工し、平成28年3月には入居開始となる予定であります。

次に、平成27年度仁木町敬老会について申し上げます。今年度の敬老会は、昨年度と同様、町内在住の75歳以上の方を対象に、すべての地区の皆様が一堂に会し、仁木町民センターを会場として、9月15日に開催いたしました。本敬老会には、横関議長をはじめ、各関係機関から19名のご来賓の方々のご臨席の下、町内在住の75歳以上の対象者711名のうち188名（出席率26%）の敬老者が出席され、にき保育園の園児たちのかわいいダンスと、宝来ひょっとこ踊り保存会の皆さんによる楽しい踊りが華を添える中、盛会のうちに終了することができました。今後につきましても、今回の内容を基にご意見をいただき、皆様楽しんでいただける敬老会となるよう進めてまいりたいと考えております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成27年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会のご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

平成27年第3回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木町特別支援教育連携協議会について申し上げます。この度、本町における特別支援教育の推進に関する共通認識を高め、地域の連携協力の強化及び支援を必要とする幼児及び児童生徒の実態を把握し、適切な相談・支援体制等の調整を図るため、仁木町特別支援教育連携協議会を設置することとし、9月9日開催の第9回仁木町教育委員会定例会において協議会設置に係る要綱を制定し、10月1日から施行することといたしました。教育委員会といたしましては、地域で暮らす子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、医療、保健、福祉等の関係機関と連携を図り、本人や保護者に対して、早期からの教育相談や就学相談を進め、本人や保護者と教育委員会及び学校とが双方の合意形成を図りながら就学先を決定し、就学先決定後においても継続した教育相談や支援が受けられる体制を整備してまいります。なお、本協議会の運営に係る予算につきましては、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町水泳プールの利用状況結果について申し上げます。7月11日土曜日から8月30日日曜日までの51日間開設いたしました仁木町水泳プール（仁木・銀山・然別）につきましては、8月2日日曜日から5日水曜までの4日間、スズメバチの発生に伴い、銀山水泳プールを閉鎖いたしました。プール利用に係る指導の徹底及び利用者のマナーの向上により、全プールとも無事に終了いたしました。なお、昨年度は7月の12日土曜日から8月31日日曜日までの同じく51日間でありました。開設期間中の利用者数につき

ましては2033人と、昨年度の1610人を423人上回る結果でありました。利用者数増加の要因といたしましては、昨年度より雨天の日が少なく、各水泳プール開設延べ日数が増加したこと、また、昨年度よりも気温の高い日が多く、小・中学校の夏季休業期間中に夏日これは最高気温が25度以上の日であります。及び真夏日（最高気温が30度以上）が続いたことなどが考えられます。なお、各水泳プールの利用状況結果は、次ページのとおりであります。3ページの上段につきましては、平成27年度の利用状況結果、また、下段には26年度の利用状況結果を掲載しておりますので、後程ご高覧願います。

4ページに移ります。次に、第3回親子の日絆コンクールについて申し上げます。4月下旬から6月中旬を募集期間として、本町旭台地区でワイナリーなどの建設を進めるDACグループ（石川和則代表）関連会社のDAC未来サポート文化事業団による第3回親子の日絆コンクールが本町、東京都台東区・練馬区及び大分県杵築市において実施されました。本コンクールは、小学3年生から6年生までの児童を対象に、親子の絆について考え、それを作文と絵（又は写真）で表現するという内容で、今年で3回目の実施となり、本町では初めての取組みでありました。募集の結果、本町からは9名10作品の応募があり、仁木小学校5年生の高橋佳奈さんと同校4年生の堀桃菜さんが見事最優秀賞を受賞し、高橋さん親子と堀さん親子には、同事業団から最優秀賞の特典として、8月3日月曜日から5日水曜日まで2泊3日の親子の絆を深める東京旅行が贈られました。旅行では、DACグループ本社での同コンクール表彰式に出席し、その後は東京スカイツリーや浅草雷門の見学、はとバスツアーに参加するなど、親子で楽しんだ、親子の絆がより深まった、良い思い出となったことと思います。また、8月7日金曜日から9日日曜日までの間、親子の絆を深める北海道旅行として、東京都の親子2組（児童3名・保護者2名）が本町など道内を旅行いたしました。3日間の行程で本町を訪れたのは8日土曜日で、午前中は旭台地区のN i k i H i l l s見学やフルーツ狩り、フルーツパークにきの見学などを行い、午後からは銀山小学校体育館で開催した仁木町子ども体験塾第3回講座夏の体力測定会に参加いたしました。夏の体力測定会は、町スポーツ少年団本部と教育委員会が共催により実施している事業で、毎年、本町の子どもたちが多数参加していることから、この機会に子どもたち同士の交流を図りたいと考え、参加していただきました。体力測定会後には、銀山地区総合型スポーツクラブの皆さんのご協力による夕食会や球技大会、花火、ホテル鑑賞にも参加していただき、親子2組の皆さんには、本町の大自然に触れ、子どもたちと交流した良い思い出となったことと思います。教育委員会といたしましては、本事業の実施にあたってのDAC未来サポート文化事業団のご配慮や関係各位のご協力に対し、深く感謝するとともに、次年度に向けて連携を図ってまいります。

次に、第82回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールの結果について申し上げます。9月5日土曜日、6日日曜日、わくわくホリデーホール（札幌市民ホール）において、第82回NHK全国学校音楽コンクール北海道ブロックコンクールが開催され、仁木小学校（18人編成）及び仁木中学校（11人編成）が小樽・後志地区の代表校として出場いたしました。本コンクールには、道内各地区からの代表校が出場し、各学校が課題曲と自由曲の2曲を披露、全国大会の切符をかけて日頃の練習の成果を競い合いました。両校とも出場校中最も少ない人数編成でありましたが、他校に負けない明るさとチームワークで素晴らしいハーモニーを会場に響かせました。審査結果につきましては、両校とも奨励賞を受賞、惜しくも金・銀・銅の三賞には届きませんでした。当日会場には保護者や学校関係者をはじめ、多くの方々が応援に駆け付けてくださり、たくさんの声援を受けて、子どもたちは気持ちよく歌うことができたと思います。両部門そろっての本コンクール出場は本町初の快挙であり、これまでの子どもたちの頑張りをも

ちろんのこと、保護者の皆様のご支援やご協力、更には、ご指導いただいた先生方のご尽力に対し、深く感謝しているところであります。この表の上段は、北海道ブロックコンクール審査結果の小学校の部、また下段については、中学校の部の結果であります。後程ご高覧願います。

8ページに移ります。次に、各種スポーツ大会全道・全国大会出場結果について申し上げます。近年の各種スポーツ大会における本町の子どもたちの活躍には目覚ましいものがありますが、今年度も各種目において地区大会で優秀な成績を収め、全道・全国大会に出場しております。主な大会出場結果については、次のとおりであります。野球では、仁木野球スポーツ少年団の皆さん、陸上では、仁木陸上スポーツ少年団の皆さん、9ページの方に移りまして、同じく陸上で、仁木中学校1年生の佐久間晴也さん。卓球では、仁木小学校6年伊勢谷直輝さん。水泳では、仁木小学校5年の下田羽竜さん。10ページの方に移りまして、同じく水泳で、仁木中学校3年下田涼音さん。それぞれが活躍しております。主な大会出場結果については以上であります。日々の練習での子どもたちの頑張りはもちろんのこと、保護者の皆様のご支援やご協力、更には、熱心にご指導いただきました関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。教育委員会といたしましても、町民の健康増進、体力向上を図るため、スポーツ振興、普及及び各種スポーツ大会への参加支援を引き続き行ってまいります。

最後に、第31回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会及び第21回どんぐり旗争奪スーパージュニア野球大会の結果について申し上げます。9月12日土曜日から14日月曜日までの3日間、岩内町及び共和町において、第31回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会、この大会は小学校5年生以下の大会であります。また、8月30日日曜日から9月22日火曜日までの間、札幌市において第21回どんぐり旗争奪スーパージュニア野球大会、この大会は小学4年生以下の大会であります。その大会、それぞれ開催されまして、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。第31回北海道少年野球新人戦後志大会兼高山旗争奪少年野球大会につきましては、後志管内22チームが出場し、仁木野球スポーツ少年団は、強豪チームを相手に次々と勝利を重ね、決勝戦では真狩ハンターズと手に汗握る試合を行い5対1のスコアで見事勝利し、同大会2年連続優勝を果たしました。また、第21回どんぐり旗争奪スーパージュニア野球大会につきましては、小樽・後志及び札幌地区から21チームが出場し、仁木野球スポーツ少年団は強豪チームを相手に1回戦から準決勝までの4試合で得点を許さず、伏古わんぱくボーイズとの決勝戦でも3対0のスコアで勝利し、大会全試合を完封しての初優勝を果たしました。なお、この両大会とも全道大会はございません。大会では、野球の技術だけではなく、子どもたちの最後まで諦めない心や集中力が随所に見受けられ、これも日々の厳しい練習の中で培った成果であると受け止めております。また、大会中、試合会場には保護者や学校関係者をはじめ、多くの方々に応援に駆け付けていただき、たくさんの声援の中、子どもたちは伸び伸びと自分たちの野球ができたことと思います。子どもたちの日頃の頑張りはもちろんのこと、これまで熱心に指導されてきた監督、コーチ陣に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

結びに、仁木野球スポーツ少年団の更なる活躍をご期待申し上げ、平成27年第3回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書**日程第7 報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書**

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び日程第7、報告第2号『平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上、2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、報告第1号でございます。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は11.5%であります。将来負担比率が27.4%でございます。

次のページをお開き願います。次に、報告第2号でございます。平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）報告第1号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務づけられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町比率は11.5%で、早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示すものでございます。本町の指標は27.4%で、早期健全化基準の35%を下回っております。なお、この4つの指標の1つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的に、かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

次のページをお開き願います。続きまして、報告第2号でございます。平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書について、ご説明申し上げます。

資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を経営す

る地方公共団体の長は毎年度、監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を示すものでございます。本町は、簡易水道事業が公営企業となっております。黒字でございましたので、資金不足はなく、資金不足比率はなし表示とされ、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的にかつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。

なお、お手元には平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時50分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。5名の方から6件の質問があります。

最初に、『農業施策について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）農業施策について、ご質問したいと思います。

農業を取り巻く環境の変化を見通す方向性は、まだまだ不安と行き先不透明な状況であり、本町の生産基盤である果樹、水稻、野菜を中心とする農産物を安全、安心、安定供給することが求められております。仁木町のブランド育成、6次産業化の促進など実践する方策はあるのでしょうか。また、競争力のある産地創りを推進するために、後継者対策や雇用対策も考えなければなりません。機械による労働力の軽減、新規就農希望者に対する住宅や育成支援について、地方創生総合戦略に盛り込む考えはあるのでしょうか。以上2点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、野崎議員からの農業施策についての質問にお答えいたします。

1点目の仁木町のブランド育成、6次産業化の促進などを実践する方策はあるのでしょうかについてありますが、本町のブランド育成につきましては、仁木町農産物の消費拡大を目的に、新おたる農業協同

組合が実施するPR活動や商品開発等に要する経費に対して助成を行い、ブランド産地化の推進を図っているものであります。具体的な内容といたしましては、札幌ドームでのプロ野球日本ハム戦における仁木産農産物の提供に対する助成、新千歳空港におけるサクランボウィーク開催経費に対する助成を行っております。6次産業化の促進についてであります。国は6次産業を支援するため、6次産業化ネットワーク活動交付金や6次産業化サポート事業、更に農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援に係る予算を平成28年度に概算要求していることから、町といたしましても北海道と連携しながら6次産業化の支援をしております。

2点目の競争力のある産地創りを推進するためには、後継者対策や雇用対策も考えなければなりません。機械化による労働力の軽減、新規就農希望者に対する住宅や育成支援について、地方創生総合戦略に盛り込む考えはあるのでしょうかについて申し上げます。地方版総合戦略は、各地方公共団体自らが客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの処方せんを示すものであります。私も本町農業の課題は議員ご指摘のとおり、後継者対策や雇用対策にあると考えており、地域住民生活緊急支援のための交付金を活用し、地方創生先行型により競争力のあるミニトマト産地創り支援事業を行い、次代を担う人材の育成・確保への取組み、生産支援システム検討に対する支援を行ってきているところであります。今後、策定していく地方創生総合戦略につきましても、これら課題解決に向けた方策を盛り込んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）まずもって、随時ちょっとお伺いをしていきたいと思っております。

まず、ブランド、6次産業化です。町としても、産地化の促進とハウスの導入補助等により、高品質、ブランド向上に向けて進められている商品開発など、一歩進んだ考えがないものなのかどうか。6次産業化は、現状として生産者が、総合的に加工・流通までには至っていないのが現状と思われまます。支援に関わる予算を平成28年度に概算要求進められているということですが、この具体的な内容をお聞きかせいただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）国が行っている平成28年度の概算要求の内容であります。6次産業化ネットワーク活動交付金につきましては、農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路拡大、農林水産物加工・販売施設の整備等の取組み及び市町村の6次産業化戦略構想に沿って行う、地域ぐるみの6次産業化を支援する目的の交付金でありまして、概算要求額は25億3300万円であります。6次産業化サポート事業につきましては、6次産業化の取組み拡大に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援するもので、概算要望額は3億6900万円あります。農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の支援につきましては、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施するもので、出資枠につきましては150億円、貸付枠については50億円となっております。以上が概算要求の内容であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）只今、説明をいただきました。これ国としてやっている状況の中で、仁木町としての、

これ全体的な概算予算になってくるのかどうか、仁木町としてやっていく方向性というものがどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えいたしますが、今、行政自らがですね、6次産業化に対して直接取り組んでいるというものは、薄いものがございますけれども、これから地方創生の戦略に併せてですね、そういう施策をですね、今、検討している段階であります。これから主な施策として、優先的にやらなければならないもの、その中の一つとして6次産業化という部分も検討してまいりたいというふうに思っております。ただ今、何もしてないわけでありませぬので、他の企業とですね、タイアップして本町の農産物を周知している、又は加工していただき、広く宣伝してもらっているという経緯は今継続中でございますので、その点も更に強化をして図ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長、お答えをいただいたんですけども、町長が考える仁木町の6次化というもの、どういうものなのか、ちょっとあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私が考えている6次化ということよりも、世間一般に6次化っていうものは、ただ、農産物を生産することだけではなく、それを2次産業、3次産業とつなげて新たなものを作り上げていく、それが本来あるべき姿というふうに私も思っております。ただ、ブランド化の本来の目的はですね、自分で作った農産物が適正に評価され、安定的に販売され、農業経営が安定し、かつ先の見える営農が可能であることと考えるので、消費者の皆様により良い農産物、又は商品を提供し、生産者の方々にも、そういう意識改革を図っていただいでですね、ともに農産物を生産することではなく、それだけではなく、広くみんなに認めていただけるようなものを作り上げていく、そのことにより価値が高まり、6次産業化としての役割を果たせるものというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）自分としては、生産者の考えとしては非常にこう加工・販売をして、それが付加価値が生産者に補われるか、なかなかそこまでは今の実態としては伴っていないのかなという感じもしております。実際に生産者がそこまで付加価値が上がってきていけば、非常に町長が言われている、それこそ所得倍増、この方向性も出てくると思いますが、なかなかそこまでは今現在浸透していないのかなという感じもしておりますし、町長検討していくという形ですけども、検討だけではなく、もう実践していただければ、なかなか生産者、大変な状況になっていくのかなという感じもしております。その辺に対してちょっと、できれば答えがあれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問を受けてですね、私もこれまで様々な会合や会議に出席させていただきました。その中で多い声というのは今、野崎議員がおっしゃったような、町が何をしてくれるのか、又は今後生産者ができない部分をどう補ってくれるのか、そういう声が大きかったです。私はそれだけではなかなか前に進まないというふうに従来から申し上げてまいりました。これは農協もそうですし、行政もそうですし、そして何よりも生産者が意識を変えていただければ、何をやるにしても前に進んでいかな

い。なぜ本町だけができないのか、他の町村ではできるのに、なぜ本町ではその生産者の意識を変えることができないのか、私は少し疑問に思っております。そのような機会をですね、これから一生懸命皆さんで努めてまいり、そして意識改革を図り、消費者に何が求められているのかを研究し、それを売り出していくことが大事だというふうに私、思っております。例を出すと道の駅で物を売っている一生産者はですね、やはり自分で消費者と対面して、どういうものが人気あるのかっていうのを肌で感じます。それによって自分で付加価値を付けて、こうすれば売れるのではないかという知恵を付けて、徐々に収入や収益につながっております。そういう機会が本町にはないというのも事実であります。ですから、そういう機会を作ることを今もしておりますけれども、これからそういう部分も含めて取り組んでまいりたいという強い思いでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長の思いというのは、よくわかります。町民と接して、いろいろな話を聞いて、良い方向というものを見出していかなければならないということは、もう実態として感じております。しかし、なかなか一個人が何をすることに対してはなかなか難しいのかなという感じもしておりますので、その辺はよく地域の方を回って検討して意見を聞きながら、進めていただきたいなという、この6次化において、まだまだやらなければならないことがたくさんあると思います。その辺に対して、町長も進めていただきたいと思います。

次に、地方創生ですが、先程述べられた競争力のあるミニトマト産地創り支援事業を行い、人材育成、生産支援システム検討に対する支援を行って来ているとされております。この検討されている支援内容というものはどういうものなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）まず、この人材育成・確保についてでありますけれども、人材確保につきましては、その募集を行うために新・農業人フェア、これは東京、それから札幌で開催されますけれども、そのフェアへの出店、それから、仁木町農業農産物プロモーションDVD、それからPRパンフ制作を行っていることに対する助成をしております。また、研修生受入環境を整備するために、住居といたしまして、1LDK4戸の住宅建設に対し、補助を行っているものであります。

次に、生産支援システム検討についての支援でありますけれども、ミニトマト自動選別機、加工商品開発等への調査、それから実証試験に対する助成を、この地域住民生活緊急支援のための交付金（地方創生先行型）により行っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）農業人フェア、プロモーションDVDという形の中で、これパンフレットの的なものなのか、そういうアピールをしていく形なものなのか、ちょっとどういう形でやっているのかということがちょっとわからないんですけれども。あと住宅、4戸1棟という支援、この内容的なものがどういうものなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）プロモーションDVD、PRパンフにつきましては、新・農業人フェアに出店した際に、次世代を担う人材を確保、要は募集の際にですね、使用するための宣伝内容となっております。また、研修生受入環境を整備するためのアパート、アパートと言いますか、共同住宅でありますけれども、

1LDK4戸、これを現在、日の出団地の付近の町有地の方に建設に向けて進んでいるところであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）このパンフレットの形の中で、どのような対応があったのか、そういう仁木町に対して来てみたいとか、そういうようなモーションがあったのかどうか、ちょっとその辺、中身がわかればお聞かせください。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）その内容でありますけれども、まず仁木町の農業がどういう農業かっていうことを知ってもらうことを第一目的としております。その中で過去に新規就農者として、仁木町に就農された方何名かの紹介、それから仁木町の公共施設ですとか、農産物、こういうものが取れますといった内容のDVD並びにパンフレットとなっております、10月に開催される札幌での新・農業人フェアに持参し、来場者に対して、宣伝活動、募集活動を行うために活用したいというふうに、目的で作ったものであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）この住宅4戸1棟ですか。この支援という形の中でどのような形の中でされてきているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）まず、この住宅4戸の内訳でありますけれども、人材の募集につきましては1年間に2名ずつの新規の研修生を受入れる計画であります。2年後にはそれぞれ独立して就農をしていただくことを予定しておりますので、1年間に2戸ですので、2年間の研修の中で4戸の方を受入れるための住宅であります。この補助につきましては1800万円を計上しております、10分の10以内と、実際この建物を建てるにあたっては約3000万円以上の費用がかかると思いますけれども、町からの補助を超えた分につきましては、事業主体であります農協の方の負担で建てていただくという形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）新規支援ということで、2年間こうやってみて、その後土地を求めて、新規就農という形を考えておられるのか、おそらく考えていくと思うんですけども、そういう形の中でいろんな耕作放棄地、そういうなものがいろいろ網羅されてくるとは思いますけれども、その辺まで新規就農の形の中で考えておられるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）この事業につきましては、新規就農希望者を人材として大都市圏から募集し、目標といたしましては、大都市からの就農を受入者数2名を予定しております。先程言いましたとおり、新おたる農協の方では受入環境の整備といたしまして、住宅の貸与2年間、それから支援窓口を設置、受入研修については2年間を予定しております、1年目は基本技術、これは指導農業士等の方から指導いただき、2年目につきましては実践技術、これは経営継承先等の方の指導を受ける計画であります。新規就農希望者につきましては、経営継承又は新規起業ということで、営農を開始していただくことを目的としておまして、耕作放棄地の解消の部分につきましてはありますけれども、条件に合う土地でありました

ら、新規就農の方にも入っていただくことになるかと思えますけれども、今のところは経営継承又は新規の起業ということを念頭に計画を立てております。以上です。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）今、新規就農者の関係についていろいろ質問がありますけれども、新規就農者についてはですね、今、泉谷農政課長が申されましたけれども、それ以外に従来からですね、新規就農者のために、例えばハウス事業でありますとか、そのハウス事業にあっては、一般の農業者よりも、新規就農者は資金的な問題もあるということで、一般の農業者ですと2分の1の補助でありますけれども3分の2の補助にしたりですね、あるいは新規就農奨励金、国からの制度でもありますけれども、町が認定した新規就農の方については、就農奨励金ということで、年額150万円の5年間の上限でありますけれども、そういうものをですね、国からの資金も導入しながら入れておりますし、また独自の補助金として、新規就農者のために農地を取得して1年以上町に住んだ場合に50万円の助成をすとかですね、そういう取組みもしてきている中であります。今回、国の地方創生の事業の中で、平成26年度の補正予算ということで国の方で緊急的に支援をすると10分の10の支援をするということでありました。いろいろ新規就農者の対策を考える中で一番問題になっていたのが新規就農者が来てもですね、そこに入ってくる住宅がないということでありました。住宅と言いますか、住宅あるいは研修の場がないということでありましたので、今回この地方創生の資金等を活用して研修に入れる、研修先に対する費用でありますとか、研修期間2年をベースとしておりますけれども2年間の研修を送るときに必要な住宅の確保ということでですね、4戸の住宅を確保したということで、一連の流れで今回こう新規就農者には対応しているということであります。以上であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）美濃副町長がいろいろ新規就農者に対して年額150万というような形の中で補助されている、支援されているということをお聞きして、またこれからそういう人たちが少しでも仁木町に来てもらえるということも前提として考えていかなければ、この建物としてもなかなか価値がないのかなという感じもしますので、その辺はきちんとした形の中で研修に来られる方も本当に農業をやるんだという思惑の中で進んで入る人も、確認をしながらやっていただきたいという感じもしております。またちょっと違うんですけども、自動選別機、これに対してどのような選別方法になってくるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）この事業におきましてミニトマト生産支援システムの検討に対する支援ということで行っておりますけれども、これは仁木町トマト生産振興担い手対策協議会というものをトマト生産組織及びJA、普及センター、農業委員会、町で組織いたしまして、生産新システム構築に向けた調査、実証試験ということで、省力化や生産拡大に向けた選別の自動化、省力化及び農産加工等に対応する施策と言いますか、方法について、現在協議をしているところであります、今この段階でシステムがどのようなものになるかということまでは決まっていないところであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）非常にこう本町においてもトマトというものが非常にこう販売的にはもう上位、上の形の中でもう仁木町を支えているような感じだと思います。またこのトマトというものがいろんな自動選

果システムに変わることによっていろいろな労働力の還元とか、そういうような形が入ってくるんじゃないかなという感じもしていますが、トマトにおいてこのPRとしてどういう形なのか、また町として生産組織がやる形なのかもしれませんけれども、看板一つも立っていない、トマトに対しての看板一つも立っていないというPRも出ていないような状況の中で、どちらが取り組むのか、生産者が取り組むのか、町が指導していくのかということに対してちょっと、その見解ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますけれども、確かに今、本町の農産物の収益の大半はですね、ミニトマトで占められている。その中で本町のキャッチフレーズも果実とやすらぎの里ということで謳っておりますけれども、これからはそういった果実だけに限らず、ミニトマトなどの野菜なども含めて、町として売りこんだ方が良いのではないかというご意見も多く寄せられております。ただ私はですね、この町、そして隣町の余市町で栽培されている果樹というものはですね、どこの地域でも作れることはできない、非常に価値のある農産物だというふうに私は認知しているところでありますので、この果樹という部分は、今後もですね、支援をして盛り上げてまいりたい。その一方で一時的に体力を付けていただいております農家の方々、今ミニトマトを栽培しているの方々に対してですね、十分な支援、そしてそういった宣伝、周知に対する宣伝っていうのもですね、今後も含めて考えてまいりたいというふうに思っております。これから人口減少、そして少子高齢化によりですね、なかなか労働力を確保するということが非常に困難な時代に来ておりますので、先程おっしゃってございました機械化の件も含めてなんですけれども、行政のみだけではなく、今農協やまた生産組合の方々とともにですね、良い方向に向けてですね、考えていきたいというふうに思っております。そのためにもミニトマトっていう部分に関して、これから今需要が多いわけですから、緊急的な対策として、今こういう様々な事業をですね、取り組んでいるところでございますので、その辺のところをご理解していただきたいと思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）時間もあまりなくなってきているんですけれども、この本町の農業、本当に最初に話をした果樹・水稲・野菜この産地として、自分たちがこう暮らす仁木町のこの魅力というものがどこにあるのか。持続してこう力強い農業をやっていくのを目指すにはどうしたら良いのか。総合計画の5期において、その将来のビジョンとして共に作る農業として、先程も町長、執行方針の中で述べられたように、地域の方々いろいろな話をしながら進めていきたいという話もされましたし、検討していく、本町の魅力の発信というものをどのように発信していくのか。そういう形の中で、町長がどう考えていくのかということをお聞きしたいなという感じがしていますけれども。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますが、野崎議員のおっしゃるとおりですね、本町は果樹やトマトだけでなく水稲、そのような様々な農産物が道内でも非常に素晴らしい農産物として認知されているところでございます。その中でも、先程申し上げましたとおり、果樹、そしてミニトマトに関しては、全道でも有数の産地として、今認められているところであります。ただ、これからどの農産物に対しましてもですね、この良さというものを町外又は国内へ発信するために今後様々な努力をしていかなければなりません。そのためにもですね、果たしてどのような戦略が適しているのか、我々が作っている自信のある農産物をですね、どのようにしたら外に広めることができるのか、今後、十分に議論を重ねて協

議をしまいたいとそう思っております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひともこの農業の果樹・水稻・野菜というものに対して、町としてどうあるべきかということをもう少しいろんな方と検討しながら、前向きな方向性というものを見出していきたいと思っておりますし、本当に農業が潤わなければ、なかなか仁木町も潤ってこないという感じもしていますので、これを何とかして成し遂げて行っていただきたいなという感じもします。これを持ちまして、私の質問は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『職員定数の適正化について』以上1件、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは先に通告してありました、職員定数の適正化について、ご質問をいたします。

国の財政が大変厳しい中、本町は行財政の健全化に向け、行財政構造改革プランを策定し、歳出の削減や事務事業の見直し、業務委託の推進など効率的な行政運営と合わせて、職員数の削減による人件費の抑制に努めてきたところでございます。職員数は地方公共団体の行政規模を示す基本的かつ重要な要素であり、その増減は地方公共団体の行政運営を大きく左右するものでございます。安易な職員数の削減は行政サービスの低下につながることから、各地方公共団体は行政サービスが低下しないように、職員数の確保に努めなければなりません。行政サービスの質量は削減することなく、少ない職員でそれまでと同様のサービスを供給できるのであれば、望ましいことではございますが、それでは限界があり効果も限られると思っております。住民ニーズが多様化する中、職員の資質が従来以上に求められる時代となり、職場実態にそぐわない職員体制では士気の低下が懸念されます。来年度から職員の人事評価も実施されるとのことではございますが、今後の職員定数の基本的な考え方について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、佐藤議員からの、職員定数の適正化についての質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町では平成20年度から平成23年度の4年間で行財政構造改革プランを実施いたしまして、公共施設使用料等の見直し、特別職・一般職員給料の削減及び計画的な定員管理の実施並びに各種補助金等の削減を行ったところであります。ご質問の今後の職員定数の基本的な考え方についてでございますが、本町では職員の定員管理を適正に実施するため、平成9年1月に、第1次仁木町定員適正化計画、平成16年5月に、第2次仁木町定員適正化計画（平成16年5月から平成26年4月）を策定し、平成26年4月の目標期日に到達したことに伴い、平成26年度から平成30年度までを計画期間といたします、第3次仁木町定員適正化計画を策定し、機構・組織全般にわたり自主的な総点検を行い、更なる定員管理の適正化の推進を図ることにより、適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理を通じて組織の活力を維持することをもって、より能率的な公務の運営を図ることとしております。職員の採用につきましては、定年退職を含めた退職者相当数を新規採用又は再任用することを基本として、更に計画中の5年間は毎年度複数の職員を採用することとし、様々な行政施策の実施に向けて住民サービスに支障を来すことがないよう、機構の見直しや適正な人員配置、職員の年齢構成などを踏まえまして、総合的・長期的な視点での職員採用に努めてまいります。また、人事評価制度につきましては、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台を作ることを目的としているもの

であります。なお、来年度以降の本格実施に向けまして、今年度は制度の運用が円滑にできるよう全職員を対象に2回の研修会及び特別職、課長職の評価者の研修会を開催し、人事評価の公正な実施に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは何点か、再質問をさせていただきます。

私は昭和52年にこの役場に入りまして、採用されまして、その時点では私の記憶では職員数が確か90数名いたと思います。いろんなその事業だとか、その時代背景でそれぞれその年代年代で職員数の定数も変わろうかと思えますけれども、そこで現在の職員数と他の類似団体との比較について伺います。また年齢構成から見てバランスの良い構成となっているでしょうか。なっていないとすれば将来的な人件費の負担などを考慮し、平準化する必要があると思えますけれども、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問に対しまして、林総務課長の方からご説明させていただきます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）職員定数につきましてははですね、仁木町職員定数条例に定められておりまして、定数は110名であります。本年度の4月1日現在では、職員は63名となっております。また類似団体との比較につきましては、平成26年度の4月1日のですね、数値ではありますが、後志管内で本町と同じタイプの町村は島牧村、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、神恵内村、積丹町の7町村であります。この類似団体ですね、区分といたしましては人口が5000人未満で第2次産業及び第3次産業が80%未満の町村となっております。本町の人口に対する職員数は人口3595人に対しまして職員56名、この職員56名につきましては公営企業会計の職員は除いております。そうしまして職員1人当たりの住民数は約60人となります。また類型7町村を平均いたしますと約39人となっております。なお、本町は類型7町村の中で職員1人当たりの住民数が最も多く、また後志管内の19町村と比べましても、5番目に多い状況となっております。このことから職員数が少ない状況が見受けられますが、地方公共団体が実際に職員を配置するにあたりましては、人口の規模以外にも地形条件、地方公共団体の財政状況等の社会経済条件、地域住民の行政に対する要望や施策など、様々な行政需要で決定されます。また年齢構成につきましては、本来最も望ましい年齢構成につきましては、各年齢が均等に平準化された長方形型であると考えております。本年4月1日の職員の年齢構成につきましては職員63名中30歳未満の職員が18名、30歳代が12名、40歳代が17名、50歳代が16名となっております。団塊の世代が多く退職いたしました平成16年から平成19年においては地方交付税の減額や自立するための基本的な取組みにより退職者不補充を行っておりまして、30歳代の中堅層の職員が不足している状況であります。職員数等の条件につきましては、以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後もですね、将来的な人件費の負担も懸念されることからですね、年齢構成のいびつ化を防ぐ意味から総合的・長期的な視点に立って職員採用を進めてまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは今の関連になりますけれども、今のご説明の中では類似団体といってもいろいろな条件が、要件がございますので、一概に比較ができないということでございますけれども、管

内の7町村と比較したところですね、人口割、これはおそらく職員1人が町民の方を60名対応するということですね、この7町村の平均でいくと39名ですね。ですからうちが1人職員が1人60名に対して管内の類似団体の平均でいくと39名、約40名ですから20名ほど多いということで、それを負担かかるっていうのはちょっとおかしいんですが、そのような状況かと思います。よろしいですね。それでこの件につきましてはですね、先程私が言いましたように、いろんな時代背景があると思います。それは当然ご理解するところでございますが、これはその計画策定されたことによってですね、過去の実績等を当然検証しながら、住民サービスの低下や将来的な財政負担を考慮し、計画的な職員採用をしていただきたいと思います。

それでは次に、一人職場の解消について伺います。少数精鋭で業務に当たることは経費の削減につながり良いことではございますが、係長はいても係がない、いわゆる一人職場でございまして、現在そういう部署が見受けられます。係長が長期に渡り不在となった場合など業務に支障を来すことが懸念されるということでございます。また、特に技術職であれば人材の育成などを考慮する必要があると考えますが、一人職場の解消について、町長のお考えを伺います。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）本町ですね、行政組織につきましては、町長部局がですね、7課1室と教育委員会、議会事務局、農業委員会事務局でありまして29のですね、係を設置しております。係長と係員をですね、2名以上配置している係は18係あります。また、係長と嘱託職員を配置している係は5係となっております、係長1名だけの係につきましては、いわゆる一人職場ですけれども6係あります。以上で行政組織の説明については終わります。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）一人職場の解消につきましては、業務量、業務内容及び財政的なこともありまして、なかなか難しいと考えておりますが、もし仮に一人職場の係長が病気などで長期に渡り不在となったときはですね、課の職員及び以前その業務に携わった職員などが協力を得ながら、業務の遂行に当たらせる考えでありまして、今後、機構の見直しなどを検討して解消に向けて取り組んでいく考えであります。また、専門職の採用につきましては、技術継承のため、定年退職をする年度にですね、採用する計画としているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご説明の中で係長、純粋に1名というところが6係あるということで、私としては非常に多いのかなというふうに感じています。でも、現状は理解しておりますので、当面縦横の連携を取ってお互いに協力し合って業務に当たっていただきたいと思います。また技術職の採用についても、業務が停滞しないように計画的な採用を期待しております。

次に、専門職の採用について伺います。平成25年4月1日から平成27年5月31日までの2年間、道から農政課主幹として農政関係技術者を派遣されておりましたけれども、その目的と実績を伺います。また、本町は先程来、農業関係の一般質問も度々出ておりますが、農業振興を推進している上では、このような専門知識を有した職員を採用する必要があると考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますけれども、北海道からの派遣職員の目的と実施についてでありますけれども、農政課における各種事業の取組み等を行ってもらうため、地域振興派遣により

農政技術職の派遣を要望したものであります。具体的には各種法令・制度などについて、国や道などの関係機関との連絡調整、地域特性を生かした高付加価値・高収益農業を確立するための生産基盤強化、地域資源を活用した新しい産業の創出と6次産業化の推進などの業務を担当していただくこととし、経験豊富な職員を希望いたしました。成果についてでありますけれども、業務に関する専門知識が豊富で、課の中にあっては中心的な役割を担っておりました。本町農業の課題解決に向け問題点を的確に把握することで確実に成果を上げたというふうに感じております。専門知識を有した職員配置についてでありますけれども、必要性は感じておりますが、道の地域振興派遣の全道枠はですね、20名程度というふうになっておりました、大変厳しいものと聞いております。また相互交流という制度もあるのですが、町から道へ職員を派遣する必要があることから、今現在の少ない職員数を考えますとですね、これも難しいものと感じておりますが、職員の資質向上を図るためにも今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、いろいろ町長の方からご説明を受けましたけれども、派遣を受けた職員のもう少し具体的にどういう実績、成果を上げられたか、もう少し具体的に伺います。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）私の方から派遣職員の具体的な業務内容並びに成果について、お答えいたします。

派遣職員、農政課主幹が主に担当してまいりました業務といたしましては、仁木町農業活力創造プランの策定、ブランド産地確立事業の一環といたしまして、新千歳空港並びに大通り地下歩行空間におけるサクランボのイベントPR、それから桜桃結実促進事業及び農業経営基盤整備促進事業、これは国費の事業でありますけれどもこの推進、それから人・農地プランの見直し、農業用機械導入に対する支援要請などが具体的なものであります。成果でありますけれども、大手グループのワイナリー計画、大企業の仁木町への進出計画、道内大手菓子メーカーとの協力体制などにつきましては、派遣職員の成果が大変大きかったものと感じております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）先程の町長の方から課の中にあっては中心的な役割を担っていたということで、今、いろんな成果をお聞きした中でもすばらしい成果を2年間で残されたということで、本町の農業振興にはこのような専門職が必要と考えるので、今後ぜひ前向きに道派遣だけでなく採用も含めた中で検討していただきたいと思っております。

次に、人事評価制度について伺います。来年度から実施される人事評価の狙いは組織全体の士気の高揚を促し、公務能力の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上を図ることを目的としているということでございますが、具体的にどのような準備をされているのか、お尋ねいたします。また、評価する上で客観性が担保されているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）人事評価に向けた準備につきましては、来年度以降の本格実施に向けまして、職員の理解を深め、制度の運用が円滑にできるよう全職員をですね、対象に職員研修を実施してまいります。研修会につきましては3回程度予定しております。1回目は本年8月21日にシニアコンサルタントの松村健氏を講師といたしまして、人事評価制度の導入の背景、人事評価の基本的な考え方、目標管理の基礎理解などの研修を行っております。今後2回目でありますけれども、10月下旬に人事評価のシートを用いま

して、服務規律、業務知識、IT技能、説明対応、チームワーク、企画実行力、役割意識、指導監督などの項目につきまして記載方法についての講習を予定しております。また、評価者であります特別職及び課長職を対象とした研修会を11月下旬に公正な評価を行うため、評価者が陥りやすいエラーと対策、正しい評価のイメージなどについての研修を予定しております。また、人事評価の客観性の確保につきましては、評価の実施は1次評価者である課長職と2次評価者である副町長、教育長と決定者である町長によって重層的な評価体制を設けていることにより、評価の客観性を担保する機能を確保できると考えております。また、評価者によって評価にばらつきが生じないように評価者の研修会を行ってまいります。なお、今年度中に仁木町職員の人事評価に関する規定が整いましたら、議員各位にご説明を行います。人事評価の説明につきましては以上であります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、いろいろその準備段階の話を伺った中で、もうあまり時間がないということもありますので、やはり人事評価する上では客観性が前提かと思えます。それであの私情が入らないようにですね、十分研修を重ねてですね、検討していただきたいと思えます。それに議員の方にもその旨、説明会を開催するという事なので、それまでにはきちんと精査をされて良い説明会になるように期待しております。

最後になりますけれども、評価の低かった職員について、指導等の対応についてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますが、人事評価の結果が最下位のランクの職員に対しましてはですね、通常業務の事務処理及び勤務姿勢について、注意や指導を繰り返すこととしております。また、勤務実績の状態又は適正・適格性に疑いを抱える状態が継続する場合には、分限処分等の措置も講ずる考えでおります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）この人事評価の狙いと言いますのは先程言いましたように組織全体の士気の高揚だとか、公務能率の向上につなげると、そして最終的には住民の皆様のサービスの向上を図るということを目的にされておりますので、その評価も大事ですが、その評価の低い職員が出ないように、日頃から町長以下管理職の皆さんの目配りが必要かと思えます。活力ある町づくりは、職員の皆さんが担っていると思えます。それで地方公共団体を取り巻く情勢につきましては、今後益々厳しくなろうかと思えますが、更なる住民サービスの向上に向け期待をしておりますので、何とか頑張って人事評価なり、職員の指導をよろしくお願ひしたいと思えます。以上をもって、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』の議事を続けます。一般質問『ヘルプカードの普及促進について』、『認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて』以上2件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番（住吉英子）ヘルプカードの普及促進について。

障がいや難病を抱えた人が必要な支援の予め記入しておき、緊急時や災害時、日常生活の中で困った際に掲示することで周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成・配布する動きが全国の自治体に広がりつつあります。東京都では、平成24年10月末にヘルプカードについて、標準様式を定めたガイドラインを区市町村向けに策定しました。一部の自治体では、それまでも独自のカードを作成していましたが、一般的にはあまり知られていなかったため、都内全域で使えるように統一した様式を設けることとしたものです。東京都が作成したガイドラインにはヘルプカードの意義として、1. 本人にとっての安心、2. 家族、支援者にとっての安心、3. 情報コミュニケーションを支援、4. 障がい者に対する理解の促進の4つが定められています。万が一災害に遭ったり、トラブルに巻き込まれたとき、自分の意志や状況、困っていることなどを正確に伝えることができない方たちのために、個人情報悪用されない工夫もしながら、家族の連絡先や困ったときの対処法、その方の特性と支援の方法などを記載しておくことにより、障がいや難病を抱えた方にとっても周りの方にとっても心強いものとなっています。本町としても、障がい者や高齢者支援の観点から、ヘルプカードの普及促進を進め、地域の中で安心して暮らせる対策が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、住吉議員からのヘルプカードの普及促進についての質問にお答えいたします。

本町には、平成27年4月1日現在で、身体、知的、精神障害や難病を抱え支援を必要とする方が400名以上いらっしゃいます。近年、日本各地で地震・台風・原発事故などの大きな災害が起きており、このような災害が起きたときや急な体調悪化などの際に、障がいのある方々が、必要な支援や治療などをスムーズに受けられるようにする取組みは大切なことであり、本町では救急医療情報キットの配布を実施してまいりました。ヘルプカードは支援が必要な人にとっても支援したいと思っている人にとっても、緊急時に役立つものではありますが、買い物や通院など普段の生活圏が町外に及んでいる本町の地理的条件を考えると、町外で不測の事態が発生しても支援が受けられるようにするためには、広域で取り組むべきであり、近隣町村と北後志地域自立支援協議会などで研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）何点か質問させていただきます。

ヘルプカードの普及啓発は東京都が最初に行動をおこしました。平成21年東京都議会議員に自閉症の子どもを持つ母親から、次のような相談を受けたことがきっかけとなっております。私には自閉症の障がいがある子どもがいます。この子どもがやがて一人で社会参加できるようになったときに災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京を作ってほしいと訴えられました。手にはその母親たちが手作りで作成したヘルプカードが握られていて、そこには家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれていたとのこと。この訴えを議会で東京都に届け、それを受けて東京都の福祉部の方で研究に研究を重ね、平成24年10月にガイドラインを策定し、普及促進を行って現在では都内のほとんどの市町村でヘルプカードが作成・配布されております。導入している、また検討している全国の自治体もこのガイドラインを基に取組みをされているそうですが、本町はこのガイドラインを読まれたことがありますでしょうか。また、あるとしましたら、どのような感想を持たれたか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今の住吉議員のご質問にお答えします。

東京都のヘルプカードのガイドライン、私もですね、実は今まで見たことありませんでした。今回この質問をいただいて、それで見させていただきました。今日も手元に持ってきております。この中身を見せてもらって、非常に内容としては良いことだなというふうに思っております。ただ、町長の答弁の中にもございましたけれども、仁木町としては広域的な生活圏そういう部分でいきますと、やはりこの事業を例えば道ですとか、そういう広域な部分で取組みをしていただいて、その中でやっていった方が良いのではないかなというふうに思っております。また、東京都の場合は各市町村、区もですけれども、取組みに対して都の方でこの事業を取り組む助成をされていたというふうに私の方では認識しております。そういう部分も道の方にですね、検討していただければ良いのかなというふうに思ったところです。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）広域的な部分でやるということは重要なことと考えております。また東京都が作成したガイドライン、ヘルプカードの意義として、この4つ定めておりますが、このような意義を持つヘルプカードは障害者福祉施策に合致するものではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問のとおり、こういうものはそういう障がいのある方と障がいを持っていない方との間を取り持つには非常に良いものかと思っております。ただ、このカードをお持ちの方はカードを自分の例えばバックですとか、お財布だとかそういう中に入れておくもので、一般その場ではこの方が障害のある方だというのは、表にはその方がそれを見せない限り出てこない部分であります。そういうのでいきますと、例えば他の取組みなどでは、見えないリボンというそういう取組みもございます。常に透明なりボン型のキーホルダーみたいなものを付けておいて、それが付いている人は障がいをお持ちの方だとそういう方に対してはそういう接し方をしていったら良いとかそういうような取組みもですね、ごく一部ですけれども、行われているということで、どんな形になるかわからないですけれども、やはりそういうものをやっていった方が今後良いのかなというふうに思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ヘルプカードの道内での、また全国での普及状況をどのように把握されていますでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）申し訳ありません。全国、全道の細かい情報は持ってはいないんですけれども、例えば道内ですと、検討するというような形で動いていた町村、八雲町ですとか、深川、中標津、名寄そういうところの自治体にはちょっと確認させてもらったんですけれども、やはり広域的な部分として、実施にはまだ至ってないというようなお話を伺っています。それで実際にやっているところはないのかということで道内の方、ちょっと他にも当たったんですけれども、私の聞いた範囲ではちょっとありませんでした。もしわかれば教えてもらえればと思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）障がいは身体、知的、精神、発達障害、内部障害など多種多様であります。ヘルプカードは特に聴覚障害や内部障害者、知的障害者など一見障害とわからない方が周囲に支援を求める際に有

効なものとなっております。道内では、美幌町でヘルプカードを作成し配布しております。対象となる方はそういう方たちですが、先程キットの話も出ておりましたけれども、このキットとの違いとしては障害者手帳の有無は問わないということが入っております。障がいのある方などが普段から身に付けておくということも大事なことです。緊急時や災害時、日常で困ったときに周囲の配慮や支援をお願いしやすくする。お互いに声をかけ合い、心のバリアフリーを実現する最初の一步がこのヘルプカードではないかなとも思っております。その点については、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）今、住吉議員の仰せのとおり、こういう福祉の部分で障がいのある方とのつながりを持つ、またそういうものの啓発ということで、今後検討していければなというふうに思っています。やはりこういうようなものを形、どういうものになるかわかりませんが、町独自又は広域的な部分で将来的にですね、やっていければ良いのかなというふうに思います。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁の中でありましたように、本町では救急医療情報キットの配布を実施しております。このキットは高齢者や障がい者が急病や災害時のもしものときに安心と安全を守るものです。自宅で具合が悪くなり、自分で症状などを説明できないときに救急隊員などがキットに保管されている情報を確認することで、適切で素早い救急活動に役立てることができるものです。本町のキット配布率は非常に高いものとなっております、救急隊員の方からもこのキットは救急活動に役立っているとの声も聞いております。配布対象者についても65歳以上の方、64歳以下の手帳をお持ちの方、その他病気や災害時のために特別に配布を希望する方となっております。救急医療情報キットは救急隊と医療機関が救急医療に活用し、自宅の冷蔵庫に保管していることと認識しております。この方たちが外出先で急に具合が悪くなったり、災害に遭ったときの課題とか対策についてお聞きいたします。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今回ご質問いただいたヘルプカードは、この家庭に配布されています救急医療の情報キット、その携帯版っていうような感じに近いのかなという部分もあるかと思います。それで実際にそういうものを普及させて持っていただくと言った場合、議員のご質問の中にもございましたけれども、この物に対するですね、実際に使われるときのセキュリティー的な部分、そういう部分をですね、もうちょっと検討していかなければいけないのかなというふうにも思っています。例えば、個人のものですけれども具合が悪くなった、それでコミュニケーションが取れない方の場合そのカードを見せてということで相手に自分の状況を伝える、そういうものでありますけれども、それができないときに勝手にその方のお財布なり持ち物からそれを出すのはどこまでの人がそれを許されるのかですか、あとはもし落とした場合、それを拾った方がそういうのを悪用されたら困るなという部分で、何かそういう部分ではあまり表に見えない緊急な連絡先に関しては役場であるとか、施設の電話番号だけを入れるような形、それでもってそこにかけてたらその方のことがわかるとか、そういうような何らかの手段を考えながらですね、こういうものを作ることを検討していくべきなのかなというふうに思っているところです。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）そういうことも個人情報の部分で必要になってくるかと思います。自分の病気ですと

かそういう細かいことは書かなくても、このように対応してくださいということだけでも書いておくと、周りの方が手助けしやすくなるのかなと思います。災害時、緊急時に一番の弱者となる高齢者や障がい者の方を、一人でも多く助けるためにもヘルプカードの普及は必要なことと考えております。また、警察庁生活安全局生活安全企画課は、今年の6月25日に平成26年中における行方不明者の状況を発表いたしました。それによると平成26年に認知症が原因で行方不明になった家族から、警察に届けられたのは1万783人のうち男性が6130人、女性が4653人前年より461人4.5%多くなっております。2年間連続で1万人を超えていることがわかりました。昨年末までに行方がわからず未確認の人は168人、平成25年までの届け出で確認された人のうち、所在確認まで2年以上かかったという方が73人いたそうでございます。高齢者の増加に伴って認知症の発症も増加すると見込まれております。本町では、高齢者の方など行方不明者の状況などは把握されておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）申し訳ありません。その件については、こちらでは今把握しておりません。私の知る範囲では町内に今行方不明者という方はいらっしゃらないのかなというふうには思っていますけれども。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）このように高齢者支援の観点からもヘルプカードの活用をしてはとありますが、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますけれども、まずヘルプカードの普及についての質問ですけれども、私も今回住吉議員からの質問が来るまで、このヘルプカードの存在というのは正直勉強不足でございました。今回質問いただきまして私なりにいろいろ勉強させていただきましたけれども、ガイドラインも見させていただきまして、東京都でやるきっかけとなったのも一人の自閉症の子どもたちを抱える親が東京都に訴えて、それが実現化に結んだという事例をお聞きしました。東日本大震災のときもですね、健常者、障がい者の方々に亡くなった方々は健常者の2倍に達したという報道もありました。このような状況を考えますとですね、その実態本質をですね、今社会全体で受け止め、今一度障がい者の立場から防災対策や地域対策をですね、見直す必要があるというふうに今回痛感している次第でございます。認知症のことにも触れておりましたけれども、今回は障がい者の観点でお話させていただきますけれども、議員の仰せのとおり、このヘルプカードを進めることは大いに私も理解できるところであります。第一答目でお答えさせていただきましたとおり、本町で先にですね、先駆けてこのヘルプカードをですね、やった際にですね、今後、近隣町村でそれぞれバラバラなものが出てきてもですね、なかなか人々がそれを認知するにはどうしても時間がかかってしまうということで、まずは道やそして近隣町村ともかけ合っただけでですね、その意向を確かめてから実施に諮ってまいりたいというふうに思っています。それでもその計画が望めないのであれば、本町で先駆けてですね、やらなければいけないという選択肢にもなるのかもしれないけれども、今後、調査・研究してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）答弁にはありますが、近隣町村と北後志地域自立支援協議会、そういうところと本町においても研究を進めて早急な実施を求めて質問を終わります。

次に行きます。認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて。

我が国における認知症の人の数は高齢化の進展に伴い、更に増加が見込まれ、平成37年には約700万人前後となり、65歳以上高齢者に対する割合は現在の7人に1人から5人に1人に上昇とすると推計されました。政府はこれまでのオレンジプラン（認知症施策推進5か年計画）を国家戦略として拡充し、新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）を策定しました。新オレンジプランは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現を目指すことを基本的な考えとし、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととされています。平成26年第1回定例会の一般質問で、認知症支援策の充実について、今後に向けて検討すると答弁がありましたが、認知症カフェやサポーターについてどのような検討をされたのか、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けての質問にお答えいたします。

認知症カフェやサポーターについて、どのような検討をされたのかについてであります。本町では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援及び介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの構築を進めております。その中でサービスの充実の一つとして認知症施策の推進があり、介護保険制度の改正によりすべての市町村において、平成30年3月までに地域包括支援センターに複数の専門職による個別の訪問支援を行う認知症初期集中支援チームの設置と地域の実態に応じた認知症施策を推進する認知症地域支援推進員を確保しなければなりません。認知症カフェは同じ悩みを共有する人たちと交友関係を深め、情報交換などを行うほかに医療・介護の専門家に参加していただき、適切な医療・行政サービスについて提案してもらうことが非常に重要であると考えておりますので、認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進委員の確保と併せて認知症カフェの設置について検討してまいります。また、認知症サポーターの地域での活躍の場の提供についてであります。地域での見守りをしていただくほかに、町が毎年開催しております認知症講演会に参加し、知識を深めていただいております。今後、認知症カフェを設置した際には、認知症の方や家族の支援に協力いただきたいと思いますところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）認知症の人の早期診断、早期対応のため、医師や看護師などが自宅を訪問する認知症初期集中支援チームを、新プランでは平成30年までにすべての市町村に設置する目標を掲げておりますが、設置についての考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）まず、認知症初期集中チームについてでございますけれども、これにつきましては市町村が地域包括支援センターや病院・診療所等にチームを置きまして、認知サポート医、養成研修を受講しました認知症サポート医の指導の下、保健師、社会福祉士等の複数の専門家が認知症が疑われる人、又は認知症の人やその家族を訪問して、観察評価を行った上で家族支援など初期の支援を包括的に行うというものであります。それでまず認知症サポート医という方がまだ決まっておりません。それでなるべく地元、その近くの方にこれ養成の研修を受けていただかなければなりませんので、ぜひ受けていただくようにこれからお願いしたいと思います。それでその講習の受講者、道内で多数いれば、来年札幌でも開

催されるということですので、まずそのサポート医研修の養成を受けていただくように進めてまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）サポート医のやはり推進もしていただきたいと思います。

次に、認知症地域支援推進委員には、本町で暮らす認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域の支援者や支援機関の間の連携の要の役、要役という重要な役割が期待されております。医療機関や介護サービス等地域をつなぐ調整役となる認知症地域支援推進員の配置についても、新プランでは平成30年からすべての市町村で実施となっております。これも設置に向けての取組みについてお伺いします。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）認知症地域支援推進員につきましても、只今申し上げたとおり、30年までに選任しないとならないということで、その方につきましては保健師だとか看護師等専門的知識を持っている方で、更に研修も受けていただいて、支援推進員になるということになっております。それでそういう専門的知識ある方を、まず中からお願いして研修を受けていただくように進めていこうと考えておりますが、今のところ決定はしておりません。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）こちらの方もやはり人数的には何名ぐらいを予定されていますか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）認知症地域支援推進員につきましては、とりあえず1名なんとか確保したいと考えております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）認知症の方を支える介護者への支援の取組みとしての認知症カフェの設置についても、平成30年度からすべての市町村に配置される、その認知症地域支援推進員のこの方たちの企画により地域の実情に応じた実施と新プランにあります。本町における認知症カフェの設置について、具体的にいつ頃とお考えになっているのかお聞きします。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）介護保険制度の改正がありましていろいろやっていかなければならないことがあります。まず今年度、地域ケア会議、これ今年度からということで、今年度6月に立ち上げて、今進めているところでございます。その他に平成29年度から完全実施しなければいけない予防給付のうちの訪問介護、通所介護について地域生活支援事業への移行という部分もあります。それと今申し上げた30年度までということですので、順次進めていきますので、何とか30年3月までには設置するように進めていきたいと思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）早期の取組みを求めていきたいと思っております。

次に、国の新オレンジプランでは、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意制を維持しつつ、様々な場面で活躍できるようにすることに重点を置くとされております。認知症サポーターとなっていただいた方が主体的・継続的に活動していただ

る仕組みについての検討が必要と考えますが、町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたしますが、確かに地域でできる限り住み慣れた地域の良い環境で認知症の方々をサポートする環境整備ってというのは、今後求められてくるというふうに思いますので、地域で暮らす人々が中心となって形成され、また小さな自治機能を果たしているような地域運営組織がですね、抱える資金確保の方法や人材育成の仕組みなどをですね、そういう整備についても調査・研究をしてみたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）認知症サポーターの方の把握ということも、これからは必要になってくるかと思いません。

次に、子どもたちに認知症について正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となってもらうための小学校、中学校で認知症ジュニアサポーターの養成講座の開催について、今回の新オレンジプランの中に盛り込まれております。本町の現状と今後の計画についてお聞きいたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今の新オレンジプランの関係につきましても、まだ教育委員会と町長部局の方とで協議しておりませんので、今後、学校も含めた中で教育委員会としてどのように対応していくのか検討してみたいとそうふうに思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）本町では3世代同居家族は少ないと思いますけれども、核家族化の中で高齢者と接する機会が少ない子どもたちは高齢者について、また人が老いていくということについて、なかなか理解が十分できないというところもあると思います。この認知症ジュニアサポーター養成講座を学校教育の中に取り組んでいただくということは本当に重要なことと考えます。この養成講座を通して認知症に対する正しい知識を持ってもらうこと、また人を尊重し思いやる気持ちを育てるというのは、非常に大事なことと考えます。そういうことなので、今後の取組み、実施を求めていきたいと思っております。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）只今、住吉議員の方からジュニアサポーター養成講座、当然これは子どもたちに対する、道徳の部分にも当然入ってくるかなというふうに認識しているところでございます。思いやりの心を育てるという意味からこの件について、先程も申しましたように、町部局並びに学校と協議しながら、この部分について調査・研究し、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）新プランの終わりに、認知症高齢者等にやさしい地域は決して認知症の人だけにやさしい地域ではなく困っている人がいれば、その人の尊厳を尊重しつつ手助けをするというコミュニティーのつながりこそが基盤となるべきであり、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通して地域を再生するという視点も重要であるということも書かれておりました。これを最後に質問を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）続いて、『子育て支援について』以上1件について、上村議員の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）子育て支援についてお伺いいたします。

政府は昨年、人口急減社会によって自治体が消滅しかねないなどとして、国と地方の対策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出しました。まち・ひと・しごと創生総合戦略において取り組むべきとされた政策分野のうち、地域活性化支援、子育て支援、若者の雇用確保、観光振興、農業の6次産業化など、これまでも地方にとって必要とされてきたものが多く含まれています。実際に地方創生先行型交付金（平成26年度補正予算）を活用した子ども医療費無償化などの実施・拡充も広がっています。平成26年第1回定例会の一般質問の中で、町長は重要な課題として認識していることから今後検討したいと答弁されましたが、どのような検討をされたのか、お伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、上村議員からの子育て支援についての質問にお答えいたします。

子育て支援についてどのような検討されたのかについてであります。町では仁木町総合戦略策定庁内会議並びに仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議を設置し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを進めており、その中で子育て支援につきましても検討しているところであります。本町では現在人口ビジョンの検討を行っておりますが、平成32年の将来人口を第5期仁木町総合計画で設定いたしました3500人、また、その後の人口減少を克服するためには、出生率の向上が一番の要件となっております。そのためには、子育て世代の負担を軽減し、安心して出産・子育てできる環境を整えることが重要であると認識しております。子ども医療費無償化もその一つの施策でありますので、現在、本町では就学前の乳幼児が入院及び通院、小学生は入院に係る医療費が無償となっておりますが、助成対象の拡大につきまして、仁木町総合戦略策定庁内会議並びに仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議の中で協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）子ども医療費助成は地方創生先行型交付金の中の少子化対策の交付対象事業に含まれており、事業数は74、事業費では13億385万円となっております。更に事業数、事業費の詳細について現在調査中ですが、新交付金を活用した保育料助成の実施を合わせると、少子化対策の交付対象事業のうち1割程度は子どもの医療費助成と保育料助成になっていると思われま。内閣府は少子化対策のメニュー例で奨励していたのは、子育て支援では3世代同居支援や若者移住のための地元PR等の若者定住支援、子連れお出かけ安心マップの作成、子連れお出かけの支援等の事業でした。多くの自治体が重視している若者移住支援などは検討していかななくてはならないんでしょうけれども、現実問題、子どもの健やかな成長のために必要な医療を医療費の心配なしに、すぐに受けることができる子どもに対する医療制度の拡充は子育て家庭の最も強い要望です。今年予算委員会で、仁木町の場合、中学校卒業まで医療費を助成した場合約300万円としました。今実施している古平町で200万円ちょっとですから、大体この前後なのではないでしょうか。庁内会議及び創生有識者会議の中で協議したいと言っておりますけれども、議題としてこの子ども医療費助成のことについては上がっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）庁内会議の中で、まだ施策等については、具体的には出ていませんけれども、その前に今第5期総合計画進めている中の検証だとか、今後進めていかなければならない意見を出すということで、その中では子どもの医療費拡大という意見は複数課から出ておりました。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）後志管内でも半数以上が中学校、高校卒業まで医療費無料化というところに取り組んでいる中でね、せっかく政府の方でもこういう子育て支援についてこのきっかけを作ってもらった中でね、ぜひ、協議してほしいと思います。子どもが病気になったとき、親として一番不安に思うものです。小学校低学年はいろんな病気になることも多いし、歯の治療にも早いうちに行かせたいと思ってもお金がなければ後回しです。早期治療が一番医療費がかからないと思います。1年目は病気にかかる子が多くなるかもしれません。だからこそ、この新交付金に基づく計画作りの中で、この交付金を子ども医療費助成の財源に充てることができると確認した地方自治体では、内閣府が奨励するメニュー例に入っていないくても、また新交付金が当座は今年度限りであったとしても、この機会に子ども医療費助成の実施、制度拡充に踏み切っているのではないのでしょうか。もしこの機会を逃せば、本当に今までこういう助成制度もなかったところでやってきた自治体もありますのでね、ぜひこの機会に本当に前向きに検討して実現させてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員がおっしゃったようにですね、この機をですね、好機として捉えてですね、我々も前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。実際今回地方創生ですね、アンケート調査を行った際にですね、多くの声がですね、こういった子どもたちの環境を整備してほしいという声が大きかったです。その中でも仁木町がですね、今人口減少していく中で、社会減の影響よりもですね、自然減という部分が非常に大きなウエートを示しております。ですから、自然減を防ぐにはより多くの方々に仁木町に住みやすい、子育てしやすい環境になったというふうに思ってもらえるような、そんな環境づくりが必要だというふうに思っておりますので、これも重大課題として、今後、地方創生の重点施策として捉えて考えてまいります。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）ぜひ子育ての環境を整えてほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『わが町の地方創生について』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）わが町の地方創生について質問いたします。

政府は人口減少と地域経済の克服を目的としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、市町村などの地方は2015年から2019年までの5か年計画として、地方版総合戦略を策定することとなりました。本町の地方版総合戦略の内容は、どのようになっているのでしょうか。また、平成26年第3回定例会の一般質問で、平成23年に策定した第5期総合計画を補完するものとして、この間の社会・経済情勢の変化や町民からの多様なニーズを踏まえ、本町農業の未来を見据えたプランを策定するとの答弁がありました。どのようなプランを策定し、地方版総合戦略にどのような形で反映しているのか、以上2点についてお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、嶋田議員からのわが町の地方創生についての質問にお答えいたします。

1点目の本町の地方版総合戦略の内容はどうなっているのかについてであります。7月1日に第1回仁木町総合戦略策定庁内会議を開催し、現行施策の評価をし、総合戦略に関する地域課題や地域資源について記入する政策評価シートの作成を各課に指示したところであります。その後、同日に施行し

た仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱に基づき、7月24日に第1回仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、有識者から総合戦略策定に向けた地域課題の意見をお伺いしたところであります。また、今後の総合戦略策定に向けて、町民皆様のまちづくりに対する日頃の意見を把握するために、7月から8月にかけて、仁木町人口ビジョンと総合戦略策定に向けた町民アンケート調査を行った結果、全体の回収率が43.1%（配布1165件、回収502件）でございました。9月11日には第2回仁木町総合戦略策定庁内会議事前打合せ、17日に第2回仁木町総合戦略策定庁内会議、25日に第2回仁木町まち・ひと・しごと創生有識者会議をそれぞれ開催し、将来人口やそれに対応する施策を検討しており、年内を目途に策定する予定としております。

2点目のどのようなプランを策定し、地方版総合戦略にどのような形で反映されているのかについて申し上げます。高齢化に伴う担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象の頻発、国内外との産地間競争の激化など、仁木町農業を振興していく上で解決しなければならない課題も多く、持続的な発展を遂げる上で新たな規範の策定が必要なことから、平成23年に策定した第5期仁木町総合計画を補完するものとして、この間の社会情勢の変化や町民からの多様なニーズを踏まえ、本町農業の未来を見据えたプランを平成26年度に作成することとし、仁木町農業活力創造プラン策定に向けた打合せ会議の中で協議を進めてまいりました。プランの内容につきましては、1点目に、国際化や産地間競争に対応できるブランド産地化の確立、2点目に、持続可能な発展を目指した農地保全・生産基盤の整備、3点目に、仁木町農業を担う人材の育成・支援システムの整備、4点目に、魅力あふれる観光農業の推進を大きな柱とし、農業者、町民、関係機関・団体及び町がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって仁木町農業・農村を支える仕組みづくりを推進するというものであります。地方版総合戦略におきましては、プランを踏まえ基幹産業の農業振興も支援する施策を策定してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）1点目の地方版総合戦略の町長の答弁に対して、ちょっとお聞きしたいことがあります。内閣府では2016年度の予算の中で新型交付金1800億円という地方創生の交付金が発表されています。その中でこの交付金は来年3月までに作成した都道府県、市町村に支給、観光振興などの取組みを支援するとなっています。来年度3月までの部分のこの新しい部分の地方創生の部分の計画というのはこの町では立てたんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）只今の質問の回答でございますが、今ですね、やっている総合戦略のプラン、それをですね、来年の3月までに立てるというものでございます。それに基づいて、プランに基づいて事業を行ったときに必要なお金について、その新型交付金で来年以降充てるといふものだと思います。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）そうすると5か年計画の中とはこれ別だと思ったんですね、私の解釈がね。多分来年3月までのですから。5か年計画っていうのは5か年計画の中で地方創生というのを策定していくという分野だったと思うんですよ。これ新たな新型で出ているっていうことは違った新しいその地方創生の最初にこの町にきた交付金で出てきた部分と、またそのあとに第2次で出てきたんだと思うんですね、私は。それで来年の3月までによって区切って、その中に国土交通省の部分も出ているんですね。言います

と、地方に移住する高齢者の受け皿となるサービス付き高齢者向け住宅整備にも地方創生のこの交付金ってというのは使って良くなってきているんですよ。これ今月の初めでしたかね、掲載されているものなんですよ。そこどうでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）只今、本町の方で作っている仁木町まち・ひと・しごと総合戦略、その中に組み込んだ事業、その中に組み込む事業が、今年平成27年から平成31年までの施策をその総合戦略に組み込むわけでございます。今、議員がおっしゃっている新型交付金というのは、その総合戦略の中に出ている施策を行うために、国の方から支援するための交付金だというふうに認識しております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）その中で言いますとね、結局、この交付金の部分で、この部分に総務省は複数の市町村は協力的地域活性化を図るという連携中軸都市計画などを、新たな生活圏づくりに12億円を出すとなっているんですよ。この実際に来年3月まで作成した都道府県、市区町村となっているんですよ。多分先行型の部分とその他に15年度から31年度までの部分と分けしているんじゃないかと思うんですけど。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）私の方からちょっと回答させていただきたいと思っておりますけれども、今鹿内企画課長が言ったことと私も判断しております、来年の3月までに地方版総合戦略をきちんと立ててですね、立った町村に対して、翌年度以降からなる事業に対して交付金を支給するという制度だと思います。それでこれはちょっと非常に複雑な制度でありまして、26年度の国の補正っていうのがありまして、補正予算で付けた部分もあるんですよ。その補正予算で付けたものというのは、もう既にうちの町で実施しておりますまるしえにだとかですね、今、農業関連に、その新規就農者のための住宅に対する助成だとか、それが26年の補正で付いた分でありまして、またその他に26年の補正ということで広域連携をして、斬新な計画をした町村について、総務省が認めたところについては、また、交付金を支給しますよと、いろんな事業メニューがありまして、トータル的には企画課長が言った来年の3月までに町が計画をきちんと持って実施するというものだというふうに理解しております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）町としてもきちんとそういう分野で地方創生に対して計画を立ててやるという部分では、私にしてみてもその同じ考えでいますからそれをどんどん早急に進めてほしいと思います。この部分は、でも来年3月までに策定と書いてあるから、後で私ももう一度精査してみますけど、今後はその地方創生の分野では、いろんな形で成功した例だとかそういうのを見定めて、調べたりして、それをこの町に何か生かせないかという分野で、どんどん考えてやっていただければと思います。次に、2問目のどのようなプランを策定いたしましたかという分野ですけれども、地方版総合戦略に対してですが、1点目に、国際化や産地間競争に対するブランド産地化の確立というふうになっています。この国際化、産地間競争に対するブランド産地化の確立という分野で、具体的にはどのような計画で考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』の議事を続けます。嶋田議員の質問に対する答弁が残っております。美濃副町長。

○副町長（美濃英則）嶋田議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

町長の第一答の答弁の中でこのプランについて1点目、国際化だとか2点目、持続可能だとかっていうことを申し上げたと思います。このプランはですね、仁木町農業活力創造プランというものを作成してですね、その施策の展開方法として4つ展開方法をその中で目標として考えておまして、1つが回答にありますとおり、国際化や産地間競争に対応できるブランド産地の確立でありまして、2点目が持続的な発展を目指した農地の保全・生産基盤の整備、3点目が仁木町農業を担う人材の育成・支援システムの整備、4点目が魅力あふれる観光農業の推進とこの4つをですね、目標としてやっているものでありまして、それ1つずつに今その具体的な事業をですね、全部すべてに展開しているというわけではありません。この今、創造プランの中で、国の地方創生の交付金を活用してですね、3番目に言いました仁木町農業担う人材の育成・支援システムのその整備の中で、具体的にはですね、競争力のあるミニトマト産地創り支援事業というふうに名を打ってですね、ミニトマトに特化した新規就農者についてですね、支援をしていこうということで、今日午前中も話が出ましたけれども、次代を担う人材育成の確保の取組みの支援ということで、新・農業人フェアを実施したり、あるいは研修生用の受入施設ですね、受入施設と言いますか、住宅です。4戸分。それに対して町で1800万円を補助するだとか、そういう支援、生産支援システムに関するそのいろんなPRだとかですね、DVDの作成だとかですね、そういうものに充てるということで、今具体的にはこの取組みに対して実際に動いているのが、この3番目のですね、仁木町農業を担う人材の育成・支援システムの整備を今手がけているという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）その3点目のこの部分というのは、私もこの議員になりまして5年目になりましてね、過去に二度三度とこういう部分では話した部分があると思うんですよ。ただ、この国際化やブランド化にしても生産基盤の整備とか農地の保全とか、こういうのも言ってきたと思うんですよ。しかしながら、この5年間の間に地方創生というのが出てきて、それが出てきてやっているって感じなんですよ。前もってそういうのをこう検討して、検討としますとかって私も聞いてきたものですから。そういう中で最初からその1番目にしても、2点目にしても、3点目にしても、4点目にしてもね、もうやってなきゃなんなかったんだと思うんですよ、実際のところ。今そういう補助が出てきたからやるんでなくて、私が言いたいのはそこなんですよ。前もって物事を進めていかなかったら付いていけないんですよ。日ごとに政府の考え方が変わるもんですからね、もう付いていくのが大変だと思うんですけど、実際にアンテナを立ててやってなければ、進んでいかないと思うんですよ。だからこういう国際化、産地間競争に対するブランド産地化の確立というのはね、これなんかもう本当にいろんなPRとかしていると思うんですよ。だけどこの仁木町という名前を全体的に名前を出していることがブランドなんですよ。そうはなってないですよ、実際のところ。そういう部分で、だけど今までいろんな考え方で、いろんな検討会だとかいろんな話し合いをしたと思うんですけども、やっぱりスピードが遅いんですよ、いつも言うようですけど。だから、今のこの4点の中でね、その3点目の副町長が言っているように、それは多分今までの中でできていることだと思うんですよ。だからこそ地方創生という言葉が出てきてもう3年ぐらいになりません、

2年目ですか、今年3年目ですか。それに合わせて物事進んでないから、あたふたしちゃうんですよ。これが出てきたらチャンスだなと思えるような施策をしていかなかったら、この町生きていかれないですよ。今後ですね、これをどのように年内なら年内でも良いんですけど、それをきちんと形にしてやるっていうふうには言っているんですから、3月までに完全なものがきちんとできてね、どのようなものを、一応計画的にはどのように考えているのか、ちょっとお聞きかせください。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）議員にお答えしたいと思いますけども、今、私が言いましたその4点ですね、これらについてももう全く新たな取組みということではなく、もう既にいろんな面でやってきているわけです。いろんな協議会だとかいろんな部分で、その力を入れようはその4つの中でそれぞれ違うかもわかりませんが、それぞれやってはきております。いると思うんです。ブランド産地もミニトマトなんかも本当にブランドになりましたし、そういう意味ではやってはきておりますけども、今回ですね、地方創生ということで計画を来年の3月まで全国一斉にですね、市町村が作ることにになりましたので、その中でもですね、これらの事業を入れてですね、更に強力に推進していければなという考え方でおりまして、すべてがその地方創生の中に網羅できるかどうかわかりませんが、本当に緊急性があってスピード感を要するものについては、この地方創生の事業の中ですね、有識者からいろんな意見を聞きながら、今まで皆さんからいただいている意見を含めてですね、この計画に盛り込んでいきたいなということを考えているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）実際に副町長の言うとおりでですね、本当にこの迅速に物事をスピード感を持って物事を進めていかなければ、本当に立ち遅れていくというか、それこそ成功例でよく私言っていました下條村なんていうのは、そういう部分を地方創生がなくてもやってしまった町ですよ。多分いろんなその関係者と話すると地方創生っていう分野で、なぜ地方創生が出てきたかっていうと、国のそのデスクワークの中でいろんな施策だとかそういうのを考えても、周りの人が100億円付けましたって言っても、そのうちの10億円しか使われないというような施策もあるわけですよ。それだったら地方に考えてもらってやるっていうのが多分地方創生だと思っているんですよ、実際のところ。だからこそ今は逆にこの町が他のところで考えられないような計画を立てて3月までに出すことによってね、こんな計画があるんだって言って逆に国の方からこういうのがあるんだったら、こういうのをどんどんやった方が良いて言われるかもしれないですよ。それが地方創生の計画だと思っているんですよ。自分たちで考えて、自分たちの町をより良い町にするというのが、多分この地方創生の発端だと思うんですよ。だから下條村のなんて政治家から言えば奇跡の村と言われているんですから、実際のところ。そういう部分でこの町も奇跡の町になってほしいから、私も何回も同じことを質問するんですけど、今後はこの町が要するに奇跡の町になっていくためには、多分、トップである町長の考え、またそれに付いていく職員の皆さんの考え方がやっぱり一致団結して、その中で町の町民の皆さんを、動かせるような町にならなければならないんだと思っているんですよ。そのところ町長、どう思いますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の嶋田議員の質問にお答えいたしますけれども、これまで決して行政が怠けていたわけではないというふうに私も思っております。ただ、嶋田議員のおっしゃるとおりですね、国から

様々なそういう財源なり、予算がですね、あるのも事実でありますし、我々もそれに対して、貪欲に求める姿勢っていうのは今までなかったかのように思います。今回地方創生という機にですね、多くの自治体がこのままではだめだということで、皆さん意識を変え取り組んでいる最中でありまして。嶋田議員もこれまで5年間議員をやられている中で、うちの財源、予算という中身を当然把握されているというふうに思いますけども、農業ばかりだけにですね、予算を注ぐということもなかなかできない状況であります。先程の一般質問でも出ましたとおり、認知症高齢者の関係、又は子どもの医療費の部分にも金を費やさなきゃならない、子どもたちの教育の部分にもお金を費やさなきゃならないと、そのようにそれぞれ分配していくとですね、実際農業でできるものっていうものには限られてしまいます。今回、国からのこういう地方創生という特別なお金ができたことによって、改めて農業に対して施策を打ち出せる良い機会だというふうに思います。確かにタイミングとしては、嶋田議員から比べたらですね、遅れているのかもしれませんが、これを機会にですね、町職員、そして町民の皆さんがですね、一体となって地方創生という柱を基軸として取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）今後とも、町長の今の答弁で私もこれから先、来年、再来年とこの町がどんどん良くなっていくように思います。判断的には本当に町長がこれをやりたいというものをどんどん出して、この町を引っ張っていってくれば、私はそう思います。これで質問を終わります。

○議長（横関一雄）以上で、一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上、4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号から議案第4号まで一括提案させていただきます。

議案第1号『平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上でございます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、住吉議会運営委員会委員長の報告のとおり、議長並びに議員選出監査委員を除く7名の委員で構成する、平成26年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長並びに議員選出監査委員を除く委員7名で構成する、平成26年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、平成26年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時30分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告します。平成26年度各会計決算特別委員会委員長に上村議員、副委員長に林議員が互選されました。閉会中の審査、よろしく願います。

資料要求の件についてお諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第13 議案第5号

平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第5号でございます。

『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1038万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3068万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄） 岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男） 議案第5号、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1038万5000円を追加し、合計額を歳入歳出それぞれ35億3068万円とするとともに、地方債限度額の変更を行うものでございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算補正、歳入でございます。9款、地方特例交付金から21款、町債まで、それぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計1038万5000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億3068万円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から13款、諸支出金まで、それぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計1038万5000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億3068万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。臨時財政対策債の限度額の変更で、本年度の発行可能額が決定されましたので1652万8000円を追加し、補正後の限度額を1億652万8000円に変更するものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行する地方債で、毎年度の元利償還金の100%に相当する額が地方交付税の地方財政需要額に算入されるものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金164万6000円の増、一般財源873万9000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。9款、1項、1目、地方特例交付金につきましては30万2000円に決定されましたので19万8000円を減額するものでございます。

次に、8ページでございます。10款、1項、1目、地方交付税につきましては、本年度の普通交付税が17億4753万7000円で決定されましたので、当初予算額16億7000万円に7753万7000円を追加し、特別交付税と合わせた予算額を18億6753万7000円とするものでございます。前年度の普通交付税と比較いたしますと4027万5000円、率にして2.4%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、個別算定経費で

2790万円、地域経済雇用対策費で2785万円、人口減少等特別対策費で2030万円が当初見込みよりも増額になったことなどによるものでございます。

次に、9ページでございます。14款．国庫支出金、2項．国庫補助金、1目．総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度の施行に伴う個人番号カード交付事業に係る国庫補助金135万2000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。15款．道支出金、2項．道補助金、2目．民生費補助金につきましては、地域ケア会議の開催に伴う補助金40万7000円の追加、4目．農林水産業費補助金につきましては、農業委員会交付金事業補助金の額の確定により27万5000円の減、農地台帳システム保守等委託に対する補助金が16万2000円の追加により増減いたしまして11万3000円を減額するものでございます。

次に、11ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、地方交付税等の歳入の増に伴い9563万3000円を減額し、財政調整基金繰入金を1000円とするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。20款．諸収入、5項．4目．雑入1050万5000円の追加につきましては、北後志消防組合負担金の過年度精算金の追加によるものでございます。

次に、13ページでございます。21款．1項．町債、6目．臨時財政対策債の増額につきましては、先程の地方債補正で説明したものでございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．1目．議会費18万6000円の減額につきましては、議会議員の改選に伴い、委員会体制等が変更になったことによるものでございます。

次に、16ページでございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費325万6000円の追加につきましては、平成28年1月から運用が開始される社会保障・税番号制度の施行に伴い、行政機関間での情報連携やセキュリティー対策を実施するための備品の購入や各種負担金等関係経費を追加するものでございます。

次に、17ページでございます。3項．1目．戸籍住民登録費182万2000円の追加につきましては、社会保障税番号制度の施行に伴い、個人番号カード発行に伴う事務用備品及び事務経費の追加でございます。6項．1目．監査委員費につきましては、議員選出監査委員の再任に伴い月割分1か月分3万6000円が不要となりましたので減額するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、昨年度実施いたしました臨時福祉給付金における国庫補助金に返還金が生じたので2000円を追加するものでございます。2目．老人福祉費につきましては、本年6月に設置いたしました地域ケア会議を推進するために北海道の補助金を活用しケア会議定着支援コーディネーターを招へいするための経費40万7000円の追加、4目．心身障害者特別対策費につきましては、北後志地域障害者相談支援事業におきまして、相談対象者が増えたことに伴う委託料29万9000円の追加、更に、障害福祉サービス等支弁費、心身障害者補装具給付事業、心身障害者自立支援医療給付事業の平成26年度補助金の額の確定に伴い、返還金が生じたので99万4000円の追加、合わせて129万3000円を追加するものでございます。下段の2項．児童福祉費でございますが、19ページでございます、銀山へき地保育所の漏電警報器の修繕費等5万8000円の追加及び平成26年度の保育所運営費補助金の精算返還金87万9000円、合わせて93万7000円を追加するものでございます。

次に、20ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費7万5000円の追加につきましては、農地台帳の保守及びアップグレードに係る経費について当初は町村会情報センターへの負担金として実施する予定でしたが、委託により実施することにより、補助金の活用が可能となったことから、委託料に21万6000円を追加し、負担金を14万1000円減額するものでございます。

次に、21ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費34万2000円の追加につきましては、本年10月に設置を予定しております。特別支援教育連携協議会に係る出席者に対する報償2万2000円及び社会保障番号制度の実施に伴う関連備品の購入経費32万円を追加するものでございます。

次に、22ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、2目．減債基金費につきましては、歳入調整として247万3000円を減債基金に積立てるものでございます。

23ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で、平成27年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。予算書の17ページをお開き願います。2款．総務費、3項．1目．戸籍住民登録費の関係で、個人番号カードの関係でちょっとお聞きしたいと思います。10月から番号通知や情報処理を担う市区町村において、セキュリティー対策の進み具合について不安を感じるという自治体が相当数に上っているということで、先日、新聞報道されておりましたが、本町はどのような状況でしょうか。また、今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）まず、本町のセキュリティー対策についてご説明申し上げます。

議員仰せのとおり、先日の新聞報道にもありましたように、国はセキュリティーを高め、サイバー攻撃を防ぐために、マイナンバーを管理するシステムからインターネット回線を切り離すように、全国の自治体に要請があったところです。これを受けまして本町におきましては、現在すでにマイナンバーを管理する行政システムとインターネット回線は既に切り離してセキュリティーを確保しておりますので、今後もこのまま対応していくこととしております。また、町内で使用しておりますUSBメモリーにつきましても、決められたもの以外は使用しないこととして町内に通知しておりますが、今後はもう一段セキュリティー対策を進めるために決められたもの以外は接続もできないように対応することとしております。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）佐藤議員の2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

今後のスケジュールにつきましては10月以降、実際仁木町に関しましては、10月の14日から10月の28日の間を今予定ということで連絡が入っているんですけれども、全町民に対して住民票の住所地に書留郵便です、通知カード、またそれに伴いまして、説明パンフレットや個人番号カードの申請書、それを返信する封筒というようなものが発送されます。その発送においてですね、書留郵便ですので、それぞれの住所地にいらっしゃらない場合、それで書留受取がならないものに関しましては、役場の方にその郵便物が届くと。役場に届いた段階でそれぞれの方のところですね、こちらの方から再度、そのお知らせをさせていただくという形になります。来年の1月1日から今度は個人番号カードの交付が始まります。それに関しましては、今回の10月以降に送られます通知カードと一緒に入っています申請書で申請をしてい

ただいた方、その方のカードが1月1日からですね、順次、役場の方に届きます。届いてきたものをですね、こちらから個人の方にお知らせをして取りに来ていただく、又はその個人の方にお届けするというような形になるかと思えます。一応今のところの予定では以上のような形です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、現在発行されています住民基本台帳カード、この取り扱いについてはどうなるのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）住基カードに関しましては、有効期限までは使用できます。ですけれども、その後は使えないということで個人番号カードをですね、申請されて、それで取得される方に関しましては、その取得のときにこちらの方に返していただくというような形になります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。同じく16ページ、前ページの同じく2款・総務費、1目・一般管理費の関係で、ちょっとご質問させていただきます。この関連予算が325万6000円計上されておりますが、この予算につきましても先程財政課長のご説明にありましたとおりマイナンバー、これマイナンバーなんですが、マイナンバー制度導入に関連した予算ということでございますが、同じ関連の予算でこれは単費ということで一般財源ということで、ちょっと納得のいかない部分もございまして、これは国の施策でありやむをえないというふうに思いますが、この予算につきましても、今年度限りの予算なのか。セキュリティー等の関係も出てきてますので、来年以降も予算として計上されるものなのか、その辺の部分の中身をちょっと教えていただいでですね、お知らせしていただきたいと思えます。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）この予算につきましても、先程財政課長の方から説明がありましたように、マイナンバー導入に関わるセキュリティー対策などの経費でございます。マイナンバーでは行政機関間での情報を連携するために、それぞれの情報提供機関が中間サーバーを設け、そこに提供する情報を保存し管理します。16ページの上段、事務用備品32万円はこの中間サーバーを管理するための管理端末、パソコンの購入費でございます。中間サーバーは国のデータセンターにあり、このサーバーを管理する管理端末は市町村に置くこととなります。関連システム導入負担金17万9000円は、中間サーバーと仁木町の税務や住民情報などの行政システム間の通信に不正な通信が侵入することを防ぎ、遮断するために接続を制限するファイアーウォールの導入費でございます。ファイアーウォールは外部からのアクセスを制限します。関連ソフトウェア導入負担金119万6000円は、セキュリティー対策に必要な生体認証ツールやソフトウェアライセンスの経費でございます。特定個人情報への職員端末からのアクセス記録を適切に保管するため、122台分のログ管理システムライセンスなどの経費でございます。また生体認証とは体の一部を使って本人確認をする、個人を認証する方式でございます。技術支援費負担金87万円はマイナンバーの基本設備及びセキュリティー対策構築のための経費でございます。ネットワークの調査設計、庁内ネットワークの改修、インターネットネットワークセンターネットワークの改修、セキュリティー対策環境の構築、ファイアーウォールの構築などでございます。システム運用負担金69万1000円、これはマイナンバーで使用するサーバーの利用及び運用管理セキュリティー機器の運用管理のための経費でございます。これらの予算はマイナンバーのセキュリティー対策などの経費でございまして、来年度以降もセキュリティー対策は必要でござ

ございますので、ライセンス料を含めた運用費用が必要です。概算ではありますが200万円程度は必要と試算しているところでございます。今回のセキュリティ対策につきましては、今のところ国からの財源手当てはございませんが、総務省の来年度予算要求には自治体のセキュリティ強化を要求するという情報もございますので、今後、国の予算の動向に注目してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）林議員。

○6番（林 正一）6番・林。只今のあれに関連するんですけどもね、これ個人でこのカードを作りましてメリット、デメリットってどんな感じなんですか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）このマイナンバーのカード、まずは通知カードが10月以降発送されますけれども、そちらの番号12ケタの番号になりますが、この番号で今後皆様方の、例えば税金であるとか、社会保障のいろんな制度の利用、そういう時にそういう番号を記入するような形になります。それで実際にその1月からのカード利用に関しましては、そこには正式に個人のお写真が入るような形になりますので、公的な身分証明書扱いという形にもなります。それでそのカードをお持ちになってそれぞれの行政的なサービス、そういうものに利用していただくというような形になるかと思えます。メリット、デメリットと言われましても、国の方としては一応メリットがあるということですね、進めている部分でございまして。国の立場からしますと、所得関係の税金とかなんかがですね、これによって一元化されて皆それぞれの方が整備されるということで、そういう部分の公平性、皆さんからの税金のそういう公平性、そういうなものも図られるということで、推進しているところということでございまして。特にデメリットという点では、私の方では今ちょっとおさえておりません。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）3番・住吉。18ページの老人福祉費40万7000円、先程の地域ケア会議、地域支援事業経費ということで、この内訳を教えてください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）これにつきましては、北海道の方で地域ケア会議の定着を図ることを目的に、地域ケア会議定着等支援事業費補助金ということでいただくことになっております。この内訳でございまして、立ち上げたばかりでいろいろ運営等についてアドバイス等いただくことになっております。それで今後、地域ケア会議の理解を更に深めるための説明会1回、研修会1回、あと事例検討会を含む地域ケア会議ですけれども、そこにもコーディネーターとして参加していただく講師謝礼金であります。その他に道からの支援といたしましてコーディネーターとは別に振興局の担当主査がアドバイザーとして出席していただくことになっております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）地域ケア会議は適切な支援を図るために必要な検討する場所だと思うんですけども、今後はどのようなサイクルで地域ケア会議を開催して、そのメンバーですね、どのようになっているのか教えてください。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）6月に仁木町地域ケア会議の設置及び運営に関する要綱を制定しております。その中で組織につきましては、まず1番目として、保健、医療、介護関係者、2番目といたしまして、民

生委員、児童委員、3番目といたしまして、行政機関職員、そして4番目として、その他必要と認められる者ということで、その会議、会議によって必要な方を召集するような形となっております。それで会議ですけれども、7月の22日に町内の介護関係者等集まっていたきまして、まず説明会を開催しております。その後8月25日に実際に第1回仁木町地域ケア会議ということで開催しております。それで第2回以降にそのコーディネーターも出席していただくような形になっております。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）こちらの仁木町の中から出席する方というのは、決まったメンバーでされるわけですか、それともいろいろ会議を開く度にいろんな方が来るということになるんですか。

○議長（横関一雄）川北ほけん課長。

○ほけん課長（川北 享）固定はしていません。地域、地域でその地域で開催した場合、その地域の町内会長ですとか民生委員、またその方の関係している介護事業者というふうに関連してる方を集めて行うということになっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。17ページの個人番号カードのことなんですけれども、今現在住基ネットでカード作っている方っていうのは仁木町でどのくらいいるんでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時03分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の上村議員の質疑に対する答弁を求めます。嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）お時間いただきまして、どうもありがとうございました。只今仁木町内で住基カードをお持ちの方は110名いらっしゃいます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）来年の1月から個人のカードも作れるということなんですけれどもね、これはやはり強制ではないですよ。それで住基カードでも110名という少ない人数の中でね、本当にこのカード化しているか、役場の方でこの個人マイナンバーを抑えていれば、すべてそこに情報は入っていくんでしょうか。カードを作らなくても。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）このマイナンバーカードなんですけれども、国民全員一人ひとり12ケタの数字が付与されるということで、町の方としましては、それぞれの方へ通知カードでまず10月以降に一旦番号については抑えられるということにはなりません。ただその情報としてどういったものを中に入れていくかという部分に関しましては、まず基本的にその税金なり社会保障の分で使える個人の、いろいろな住所ですとか、そういう情報は入ってきますけれども、それ以降については、また来年度以降、再来年以降、そういう部分で更に追加されていくのかなというふうに思っているところです。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）そうすると役場ではまだナンバーは付くけれども、どこまで押さえるかっていうのは

っきり具体化したことは、政府の方からは来てないということですか。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）役場の方で押さえるというのは、それぞれの個人の番号を役場で管理するという
ことでよろしいのでしょうか。番号に関しましては、全部今の住民票のある方々の分がカードが当然入っ
てきますので、そういう方々の12ケタの番号については、町の方では調べることによってどなたが何番と
いうのはわかるようになるはずでございます。それを町の方でどこまで押さえて、それをどういうふう
に活用していくかっていうところはまだ今後の部分であります。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。住民票を持つ全員にマイナンバーが今年10月から、すべての市区町村
から番号を通知するカードを郵送されることになりました。安倍政権は国民の預貯金や健康診断情報など、
民間機関が扱う情報にも拡大しようとしています。更に、医療情報、自動車登録などへ拡大する方針を打
ち出しています。こうした最中に日本年金機構による125万件にも及ぶ個人情報流出が明らかになり、国民
の中に不安の声が高まっており、個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになりました。仁木町でも議会として
マイナンバー制度の慎重審議をするよう政府に意見書を送ったにもかかわらず、粛々と手続を実行、他の
補正予算には何ら反対はないのですが、今回個人番号カード交付事業費補助金として載っていますので、
この補正予算に反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま
す。

〔起立多数〕

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、議案第5号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決
されました。

日程第14 議案第6号

仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』
を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町個人情報保護条例（平成16年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第6号、仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本町の個人情報保護制度は、平成16年6月から施行しました仁木町個人情報保護条例により、これまで運用され、制度として定着しておりますが、平成25年5月に国民の利便性の向上、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を目的として番号法が制定されております。平成27年10月から国民一人ひとりに個人番号が付番され、平成28年1月から利用開始されることとなります。番号法は、個人番号を含む個人情報を特定個人情報としておりまして、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱いの確保及び開示、訂正、利用停止等の実施のために必要な措置を講ずる旨を規定しております。現行の条例には個人情報に含まれる特定個人情報等の規定がないため、現行の条例に当該規定の追加及び番号法、その他関係法令の規定の趣旨、内容を踏まえて、必要な規定の整備を行うものであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行の条例で、左側が変更案であります。アンダーラインを付している部分が、今回変更する箇所であります。

はじめに、第1条関係の改正につきましてご説明いたします。第2条の定義につきましては、番号法で規定されました特定個人情報についての定義を追加しております。

2ページをお開き願います。第7条の2の特定個人情報の収集等の制限につきましては、特定個人情報を収集するときは、利用目的を明確にして、必要な範囲で収集しなければならないことについての規定及び、本人又はその代理人が特定個人情報を提供するとき並びに、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより当該地方公共団体が、他の機関に特定個人情報を提供するときなどに該当しない場合は、特定個人情報を収集及び保管をしてはならない規定を追加しております。

3ページをお開き願います。第8条の2の特定個人情報の利用の制限につきましては、明確にされた目的以外に特定個人情報を利用してはならないことについての規定及び、特定個人情報の利用目的以外について個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を利用できる規定並びに特定個人情報を利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない規定を追加しております。第10条の広域通信網を連結する方法による提供の制限につきましては、第2項において、法令に定めがあるときでなければ、広域通信回線により連結された電子計算機、これはコンピューターであります。により、当該実施機関以外のものへ提供しなければならない規定を追加しております。第14条の事故に関する個人情報の開示の請求につきましては、本人及び法定代理人に加えまして、本人の委任による任意代理人に対しても開示請求ができる規定を追加しております。

4ページをお開き願います。第26条の2の特定個人情報の利用、停止請求につきましては、番号法の規

定に違反して利用・収集・保管及び記録されている場合には、利用停止の請求をすることができる規定を追加しております。第26条の3の利用停止請求の手続につきましては、氏名及び住所、利用停止を求める箇所、利用停止を求める内容及び理由を記載した利用停止請求書を提出しなければならない規定を追加しております。

5ページをお開き願います。第26条の4の利用停止請求に対する決定につきましては、利用停止請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して30日以内に必要な調査を行い、利用停止をするか否かの決定をしなければならない規定を追加しております。第26条の5の利用停止請求に対する決定の通知につきましては、利用停止請求を決定したときは速やかに書面により通知しなければならない規定を追加しております。

6ページをお開き願います。次に、第2条関係の改正につきましてご説明いたします。第2条の定義につきましては、番号法で規定されました情報提供等記録についての規定を追加しております。なお、情報提供等記録とは、どの機関の間でどの特定個人情報の項目がやり取りされたかなどを記録したものであります。

7ページをお開き願います。第26条の訂正請求に対する決定通知につきましては、情報提供等記録について訂正があった場合は、総務大臣及び情報紹介者又は情報提供者に対して遅滞なく通知する規定を追加しております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成27年10月5日から施行されるものであります。なお、情報提供等記録に関する規定につきましては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。

『特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について』、特別職報酬等審議会条例（平成20年仁木町条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第7号、特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

特別職報酬等審議会につきましては、町長の諮問に応じまして、議会議員及び町長、副町長、教育長の報酬、給料等の額について審議をするための審議会であります。なお、特別職の報酬につきましては、現在の経済や社会情勢を勘案して決定するものでありますが、全国の民間企業の水準を調査・分析した上で出されます人事院勧告を参考としており、近年はこれまで数年に1度の審議から、年1回以上の審議を行うことが想定されることから、委員の任期を変更するものであります。

新旧対照表をご覧願います。右側が現行の条例で、左側が変更案であります。アンダーラインを付している部分が、今回変更する箇所であります。

第3条の委員につきましては、現行の条例では委員は諮問ごとに委員を任命することとなっておりますが、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されることから、今回、委員の任期を2年とするものであります。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするものであります。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。なお、この条例の施行の日以降、最初に任命される委員の任期は、この条例による改正後の委員の任期は2年とする規定にかかわらず、任命の日から平成29年3月31日までの間とするものであります。説明は以上であります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）続きまして、議案第8号でございます。

『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』、仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）議案第8号、仁木町手数料条例（平成12年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

仁木町手数料条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）以下、番号利用法と言いますけれども、その実施、いわゆるマイナンバー実施に伴い、交付を開始する通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を規定したもので、交付を終了する住民基本台帳カードの項目をそれに合わせて削除するとともに、また戸籍に関する手数料の文言の一部を精査するものであります。なお、通知カードは先程の予算のときの説明にもさせていただきましたが10月の14日以降にですね、仁木町内の方々の方へ配布されるということになります。また、個人番号カードにつきましては来年1月1日より交付が開始されますので、2段階に分けての改正となっております。

それでは、新旧対照表を見ながらの説明とさせていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。新旧対照表の手数料条例別表、第2条関係につきまして、右側の旧の欄、戸籍に関する手数料の文言がアンダーライン調整と言う漢字の部分をですね、左側新の欄アンダーラインの調製という文字に訂正させていただきます。また、続いて、左側へ新の欄一番下の部分でありますけれども、アンダーラインの付いているところが先程説明いたしました10月の14日から順次交付が開始される通知カードに関する新たに規定追加する部分であり、手数料の額、こちらにつきましては、国から標準で示されている額となっております。

続きまして、新旧対照表次ページ、2ページをご覧ください。こちらは個人番号カードは来年1月1日より交付開始となることに伴い、右側の旧の欄アンダーラインの住民基本台帳カードの交付手数料部分を削り、それで左側の新の欄の方にありますけれども、新しい番号利用法に伴い、第2条第7項の規定に規定する個人番号カード再交付手数料を追加するとともに、右側の旧の欄一番下のアンダーライン部分を左側新の欄のアンダーラインの番号利用法に改めるものであります。なお、手数料の額については、こちらも国から標準で示されている額となっております。

新旧対照表の左下の本条例の附則につきましては、1でこの条例の第1条は平成27年10月5日から、第2条は平成28年の1月1日から施行することを謳っております。また、2の方では、平成28年の1月1日

前においては、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料について従前のおりとするを経過措置として謳ったものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のおり可決されました。

日程第17 議案第9号

北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号でございます。

『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議につきましてご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合とは、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理をすることを目的に設置された組織であります。この度、組合を組織する一部事務組合の6団体が解散により脱退し、1団体が加入することとなり、組合の共同で処理する団体数の変更に伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表をご覧願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付してある部分が今回変更する箇所であります。別表の区分欄の（石狩）の項中、道央地区環境衛生組合、（渡島）

の項中、南渡島青少年指導センター、（十勝）の項中、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合を削除し、北十勝2町環境衛生処理組合の次にとかち広域消防事務組合を加えるものであります。

施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。なお、別表の（十勝）の項の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。また、変更後の規約につきましては、左横書きに改めるものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号でございます。

『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜り賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議につきましてご説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは、組合町村の議会議員の公務上の災害に対する補償に係る

事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。この度、町村議会議員に対する公務災害補償等に対する事務を共同で処理する6団体の解散による脱退と1団体が加入することとなり、組合の共同で処理をする団体数の変更に伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付してある部分が今回変更する箇所であります。第1条は目的でありまして、議会議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするとの文言に改めるものであります。別表第1の道央地区環境衛生組合、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、次ページの南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合及び南渡島青少年指導センター組合を削除しまして、道央廃棄物処理組合の次にとかち広域消防事務組合を加えるものであります。

施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。なお、別表1の東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合の改正規定は、平成28年4月1日から施行するものであります。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号

北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号でございます。

『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月29日提出、

仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては同じく林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）林総務課長。

○総務課長（林 典克）議案第11号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議につきましてご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合とは、市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、又は非常勤消防団員の退職報償金等の支払い事務などを共同で処理をすることを目的に設置された組織であります。この度、組合を組織する6団体の解散による脱退と1団体の加入及び消防組織法の規定による損害補償に関する事務を共同で処理する5団体の解散による脱退と18団体の加入、並びに地方公務員災害補償法の規定による公務上の災害等に対する補償に関する事務を共同で処理する6団体の解散による脱退と1団体が加入することとなり、組合で共同で処理をする団体数の変更を伴う規約の改正が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の規約で、左側が変更案であります。アンダーラインを付している部分が今回変更する箇所であります。別表第1の石狩振興局の(16)を(15)に改め、道央地区環境衛生組合を削除し、渡島総合振興局の(17)を(16)に改め、南渡島青少年指導センター組合を削除し、十勝総合振興局(28)を(25)に改め、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合及び南十勝消防事務組合を削除し、十勝中部広域水道企業団の次に、とかち広域消防事務組合を加えるものであります。

次ページをお開き願います。別表第2の1の項の東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合及び池北三町行政事務組合を削除し、白老町の次に音更町から浦幌町までの18町村を加えるものであります。別表第2の9の項の道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合を削除し、十勝中部広域水道企業団の次に、とかち広域消防事務組合を加えるものであります。

施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。なお、別表第1の十勝総合振興局(25)の項中、とかち広域消防事務組合及び別表第2の9の項の道央地区環境衛生組合、南渡島青少年指導センター組合、とかち広域消防事務組合を除く改正規則は、平成28年4月1日から施行するものであります。説明は以上であります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号

大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第12号『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第12号でございます。

『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について』、大江及び長沢辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第12号、大江及び長沢辺地に係る総合整備計画についてご説明申し上げます。

辺地対策事業は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地を包括する市町村が辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図るため、当該地域における公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業に要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても地方債の発行が認められます。本町における辺地地区は、大江地区、長沢地区、尾根内地区の3地区であります。今回提案している計画書につきましては、今後5年間において起債を活用した事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、この計画を定めることにより辺地対策事業債、充当率100%、交付税算入率80%の有利な起債の活用が図れるというものであります。

次のページをお開き願います。大江地区の総合整備計画書であります。1、辺地の概要であります。(1)の辺地を構成する町村又は字の名称は、余市郡仁木町大江であります。(2)の地域で中心位置といたしましては、大江2丁目320番地。旧大江農協の所在地周辺を設定しております。(3)の辺地度点数でございますが、辺地地区の条件といたしまして、1番として当該地域の中心を含む5km²以内の面積に50人以上の人口を有することと、この辺地度点数が100点以上であることとされております。辺地度点数につきましては、役場、医療関係機関、郵便局、小・中学校、駅又は停留所等までの距離を指標化し100点以上であることが条件とされております。大江地区につきましては計算いたしましたところ、110点となり辺地の条件に該当しております。2として、公共施設の整備を必要とする事情であります。今後5年間における公共的施設等を整備することにより、生活水準の是正を図るというものであります。3番の公共的施設の整備計画

であります。計画の期間といたしましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で、現在実施しております（仮称）大江地区コミュニティセンター建設事業と、今後計画されております小型動力ポンプ付積載車整備事業で、事業費は3億4402万3000円、辺地対策事業債の予定額は1億9550万円となっております。

次のページをお開き願います。長沢地区の総合整備計画書であります。(1)の辺地を構成する町村又は字の名称であります。余市郡仁木町長沢西・長沢南であります。(2)の地域の中心位置といたしましては、長沢南1丁目1番地、長沢橋を渡りきった付近であります。(3)の辺地度数でございますが、131点となり辺地の条件に該当しております。2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。今後5年間における公共的施設等を整備することにより、生活水準の是正を図るというものであります。3の公共的施設の整備計画であります。計画の期間といたしましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で、現在実施しております長沢橋の橋りょう補修事業と、今後計画されております小型動力ポンプ付積載車整備事業で、事業費は1億1850万円、辺地対策事業債の予定額は4110万円となっております。以上で、説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 4時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

日程第21 同意第4号 仁木町教育委員会教育長の任命について

○議長（横関一雄）日程第21、同意第4号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第4号でございます。

『仁木町教育委員会教育長の任命について』、次の者を仁木町教育委員会教育長に任命することについて、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求め。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目25番地32、角谷義幸。昭和29年5月18日生まれでございます。只今議案を朗読させていただきましたが、平成26年に改正となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、新たに新制度における教育長として角谷義幸氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

それでは、議員各位もご承知かと存じますが、角谷義幸氏の経歴を申し上げます。角谷義幸氏は、昭和29年5月18日生まれ、満61歳でございます。住所は、余市郡仁木町北町1丁目25番地32でありまして、昭和48年3月に北海道余市高等学校を卒業され、同年4月町内にありました共和コンクリート株式会社余市工場に入社、その後、仁木町職員採用試験消防職等に合格し、昭和49年4月10日から仁木町役場に奉職し、企画課に勤務しております。その後は、住民課社会福祉係、総務課管財係、産業商工課産業係、企画課企画統計係を経て、平成2年から同企画統計係長、企画調整係長になっております。平成6年には仁木町教育委員会出向となり、社会教育課社会教育係長、平成12年7月には議会事務局主幹兼議事係長としての職責を果たした後、平成18年7月、総務課長、平成24年4月に仁木町教育委員会教育次長を歴任されております。更に、平成24年10月からは、仁木町教育委員会委員、そして教育長に就任し今日に至っております。その他、公職といたしましては、平成24年10月から後志教育研修センター組合教育委員会委員、平成27年4月からは、後志町村教育委員会協議会教育長部会行政専門委員会副委員長を現在も勤められております。角谷義幸氏は社会教育係長在職時からこれまでも学校・家庭・地域の連携協力が必要であるとの認識の下、教育委員各位をはじめ、校長会、教頭会との連携、更には学校教職員、PTA関係者とも厚い信頼関係を築いてこられ、更なる本町の教育行政の推進のため必要不可欠な人材であります。これまでは私が教育委員を任命し、教育委員会において教育長を任命しておりましたが、教育行政における責任体制の明確化を図るため、平成26年に改正となりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、直接新教育長の任命を行うこととなり、任命責任を負う事の重大さを改めて感じているところであり、本町の教育目標である未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造、うるおいとやすらぎを育む心の豊かさと文化の創造の実現に向け、角谷義幸氏とともに邁進してまいりたいと考えております。角谷教育長の教育委員としての任期は、平成28年9月30日まででありましたが、一身上の都合により、平成27年9月30日の任期途中で教育委員を辞任いたしますが、改正された同法律第4条第1項の規定に基づき、新制度の中での教育長として角谷義幸氏の任命について提案するものでございます。

なお任期につきましては、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でございます。議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時16分

再 開 午後 4時23分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会教育長の任命について』の質疑を行います。質疑はありませ

んか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第4号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（横関一雄）「起立多数」です。

したがって、同意第4号『仁木町教育委員会教育長の任命について』は、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休 憩 午後 4時24分

再 開 午後 4時28分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ1時間延長し、午後6時までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

日程第22 同意第5号 仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第22、同意第5号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、同意第5号でございます。

『仁木町教育委員会委員の任命について』、仁木町教育委員会委員 高木僚一は、平成27年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。平成27年9月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目1番地、関井之生。昭和41年8月1日生まれでございます。只今議案を朗読させていただきましたとおり、仁木町教育委員会委員を務められております高木僚一氏が平成27年9月30日をもって任期満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たに関井之生氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、関井之生氏の経歴をご紹介します。関井之生氏は、昭和41年8月1日生まれで満49歳でございます。住所は余市郡仁木町北町1丁目1番地で、昭和60年3月に北海道小樽桜陽高等学校を卒業後は、家業である農業に就きながら、小樽商科大学短期大学部に通い、昭和63年3月にご卒業されておま

す。各種委員等におかれましては、平成21年5月から平成23年5月まで後志PTA連合会会長、平成21年6月から平成23年6月まで北海道PTA連合会副会長、平成26年4月から平成27年4月まで仁木小学校PTA会長を歴任され、更に平成16年2月からJA新おたる仁木サクランボ出荷組合イエスクリーン部部長、平成24年5月からは仁木町商工会理事として、現在もご活躍されております。関井之生氏は、地域の信望も厚く、これまでも地域の教育文化の振興発展にご尽力されており、教育委員会委員に適任と考えますので、議員各位の格別のご高配を賜りましてご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第5号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）「全員起立」です。

したがって、同意第5号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第23 意見案第11号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第11号『小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書8ページです。

意見案第11号『小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年9月29日提出。提出者は私、嶋田茂、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりでございます。提出先は、北海道知事です。ご可決くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第12号 介護報酬の再改定を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第12号『介護報酬の再改定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の10ページです。

意見案第12号『介護報酬の再改定を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年9月29日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『介護報酬の再改定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『介護報酬の再改定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第13号

ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第25号、意見案第13号『ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の12ページです。

意見案第13号『ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年9月29日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、林正一議員です。意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣

総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、地方創生担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第13号『ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 意見案第14号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第26、意見案第14号『地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の14ページです。

意見案第14号『地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年9月29日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第14号『地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第14号『地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第27 意見案第15号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第27、意見案第15号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。宮本議員。

○5番（宮本幹夫）提出意見書について、説明をいたします。別冊議案書の16ページでございます。

意見案第15号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』、上記意見書を別紙のとおり提出をいたします。平成27年9月29日提出、提出者は私、宮本幹夫、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。ご可決くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。宮本議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第15号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第15号『林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第28 意見案第16号

子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第28、意見案第16号『子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。別冊議案書の18ページです。

意見案第16号『子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成27年9月29日提出、提出者は私、上村智恵子、賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第16号『子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第16号『子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第29 陳情第1号

町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情

○議長（横関一雄）日程第29、陳情第1号『町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情』を議題とします。

陳情の朗読を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）陳情書の朗読を行います。

陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、平成27年9月2日受付、陳情第1号です。所管委員会は、総務経済常任委員会です。提出者は、種川町内会 会長 山野井邦晃氏です。件名は、町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情です。

陳情趣旨を朗読いたします。陳情趣旨、原文でございます。平成26年1月6日付け提出陳情書、所管の総務経済常任委員会へ付託（平成26年2月10日）され審議されましたが、平成27年8月9日に議会議員の任期を迎え、審議未了廃案となったことから再度陳情するものである。平成27年の観光シーズンに入っても交差点における渋滞や交通事故の危険性は解消されずにあります。平成26年8月20日に国道5号倶知安余市道路（共和～余市）「道路計画説明会」が開催され、高規格道路建設工事に伴う大型工事車両の往来増加が予想されます。現地において旧町水道加圧ポンプ施設が撤去され町有地が有効に活用できることから、仁木町議会だよりに記載された設計予算を大幅に削減できます。以上の観点から少ない予算で改良工事が

できる設計と施行を陳情するものです。以上です。

○議長（横関一雄）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号『町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情』は、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第30『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成27年11月21日、札幌市で開催される北海道女性議員協議会総会へ、住吉議員、上村議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。

したがって、平成27年11月21日の札幌市での総会へ、住吉議員、上村議員を派遣することに決定しました。

日程第31 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第31『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長、住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第32『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに

決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時54分

再 開 午後 4時54分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成27年第3回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下、ご可決賜り、心より感謝と御礼を申し上げます。また議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

先般、仁木神社例大祭が例年のごとく開催され、神輿渡御の際には雨に見舞われましたが、本年も多くの地域住民の支えの下、祭りが無事に執り行われました。毎年然別神社から始まり、大江、尾根内、長沢、女代、そして仁木神社と出席させていただいております。各地域のお祭りが少ないながらも、地域住民の方々の手で作り上げられている姿を拝見し、誠に嬉しく感じております。昨年の第3回議会定例会閉会の挨拶でも申し上げましたが、毎年9月を迎えますと、仁木町内では各地域におきまして、祭りが開催されますが、祭りを通じて様々なことを感じさせられます。今国内では少子高齢化、人口減少の影響で地域のコミュニティーを維持するのが非常に困難な地域が増えている中で、祭りなどの行事も開催することが難しい地域が増えつつあります。そのような厳しい局面を迎えている中、我々日本人にとって祭りとは何か、今の時代を生きる我々がしっかりと考えなければならないと思います。例えば、日本には季節の節目であります四季がはっきりと分かれております。我々の祖先は、春の訪れとともに種をまき、夏には台風や害虫、疫病などの被害に遭わないことを願い、秋は農産物の実りに感謝を捧げ、冬には厳しい寒さに耐えながら暖かい春を待つ、このように日本には季節の移り変わりに寄り添うように人々の営みがあり、日本人の季節感が祭りに凝縮されているものであります。したがって、1年を通じて行われるお祭りには祈り、感謝、願いといった日本人の生きるための思いがすべて集約されております。だからこそ、先人たちが受け継いできた祭りの意義を我々はしっかりと理解し後世へと伝えなければならないと強く思うところであります。地域の伝統や文化に触れる機会が少なくなりますと、地域に対する思い、郷土愛というものが希薄化すると言われていた中で、今後地域に住む者たちが地元を愛し、地域を守るものとなっていくためには、老若男女が集い、語り受け継ぐ場や機会を増やさなければならないと、祭りを通じて再認識した次第であります。

結びに、これから日増しに秋の深まりを感じる季節を迎え、気温も下がり寒くなりますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、町政発展のために更に一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）町長の挨拶が終わりました。

第3回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。改選後、初めての定例会となりました平

成27年第3回定例会は、皆様のご協力により無事閉会を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

さて、本日の定例会は高木教育委員長にとって最後の議会となりました。高木委員長は、平成17年9月から4期10年間教育委員として、また、平成23年3月から2期4年間の永きにわたり、教育委員長として、本町の教育行政の礎を築き上げていただきました。皆様ご承知のこととは思いますが、高木委員長は教職員として38年の経歴を持ち、また、剣道では練士5段の資格を有する学校教育の分野においても、社会教育の分野においても精通された教育のスペシャリストであります。仁木町総合計画では教育目標として、心豊かに学び育むまちづくりを掲げており、目標実現のため、遺憾なくその手腕を発揮され、本日までご尽力をいただきました。そのご功績に対しまして心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。高木委員長には退任後も教育の先導者として、その豊かな経験と豊富な見識を持って、これからも仁木町を支えていただければ幸いです。結びにあたりまして、高木委員長の更なるご活躍とご多幸をご祈念申し上げます。閉会にあたっての挨拶とします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第3回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 5時02分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成27年9月29日（1日間）
（開会～午前9時30分 / 閉会～午後5時02分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率報告書	H27.9.29	報 告
報告第2号	平成26年度決算に基づく資金不足比率報告書	H27.9.29	報 告
議案第1号	平成26年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	H27.9.29	委員会付託
議案第2号	平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.29	委員会付託
議案第3号	平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.29	委員会付託
議案第4号	平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H27.9.29	委員会付託
議案第5号	平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H27.9.29	原案可決
議案第6号	仁木町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	H27.9.29	原案可決
議案第7号	特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について	H27.9.29	原案可決
議案第8号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	H27.9.29	原案可決
議案第9号	北海道市町村職員退職手当組合格約を変更するための協議について	H27.9.29	原案可決
議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を変更するための協議について	H27.9.29	原案可決
議案第11号	北海道市町村総合事務組合格約を変更するための協議について	H27.9.29	原案可決
議案第12号	大江及び長沢辺地に係る総合整備計画について	H27.9.29	原案可決
同意第4号	仁木町教育委員会教育長の任命について	H27.9.29	同意可決
同意第5号	仁木町教育委員会委員の任命について	H27.9.29	同意可決
意見案第11号	小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書	H27.9.29	原案可決
意見案第12号	介護報酬の再改定を求める意見書	H27.9.29	原案可決
意見案第13号	ICT活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書	H27.9.29	原案可決

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
意見案 第14号	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書	H27.9.29	原案可決
意見案 第15号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	H27.9.29	原案可決
意見案 第16号	子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書	H27.9.29	原案可決
陳情 第1号	町道種川線フルーツ街道交差点手前道路拡幅に関する陳情	H27.9.29	委員会付託